男女共同参画
おうみはちまん 2030 プラン
（素案）

（表紙裏）

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１．計画の趣旨・背景 1
２．近年の世界・国・県・市町の動き 2
３．計画の位置づけ 3
４．計画の期間 4
５．計画の策定方法 4
第２章　近江八幡市の男女共同参画の現状と課題 5
１．統計資料からみる市の現状 5
２．各分野での男女の平等感 10
３．男女の役割分担 14
４．就労状況・雇用環境 17
５．ワーク・ライフ・バランス 19
６．男女間の暴力等 20
７．男女共同参画に関わる用語の認知 22
８．近江八幡市の課題と行政への期待 23
９．2020 プランの評価 25
10．近江八幡市における男女共同参画の現状と課題～市民意識調査の結果から～ 27
第３章　計画の基本的な考え方 28
１．近江八幡市の目指す姿 28
２．基本理念 29
３．計画の体系 31
第４章　施策の展開 33
基本目標Ⅰ　一人ひとりの人権を尊重する意識づくり 33
基本目標Ⅱ　誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり 39
基本目標Ⅲ　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり 45
基本目標Ⅳ　ともに担い支えあう家庭・地域づくり 50
第５章　推進体制 56
計画推進のための基盤の強化・充実 56

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の趣旨・背景

近年、少子高齢社会の進展や人口減少社会の到来、グローバル化、経済・雇用、地域社会や家族形態の変化など、社会や経済状況などが急速に変化しています。このような社会情勢に対応する上で、あらゆる人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊急かつ重要な課題です。

平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」では、17 ある目標のひとつとして「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げており、ジェンダー平等を達成し、男性だから、女性だからといった様々な差別を受けることがない社会をつくることが世界的に求められています。現在、日本では、全国的に、女性就業者数だけでなく管理職相当の女性割合の上昇が続いているものの、諸外国と比較すると依然として低い値となっており、各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、153 か国中 121 位（令和元（2019）年）と低い水準となっています。このような近年の動向をふまえ、国は、あらゆる分野における女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスなどを目指し、様々な取組を進めています。

近江八幡市は、平成 22（2010）年 3 月 21 日に旧近江八幡市と旧安土町が合併し、新近江八幡市として市制施行され、合併後は旧市町の「男女共同参画近江八幡市行動計画」と「安土町男女共同参画推進計画」を引き継ぎ、平成 24（2012）年４月には、「男女共同参画おうみはちまん 2020 プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」を策定、「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」を目標とした施策を展開してきました。

これまでの取組により、性別によって役割を固定的にとらえる意識は薄れつつありますが、令和元（2019）年度に実施した「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査」では、今もなお、政治の場や社会全体の慣習などをはじめとした様々な場面において、男女の地位が不平等であると感じる人が多い結果となっており、今後も一層の男女共同参画の推進に向けて積極的な取組が必要です。

このたび平成 24（2012）年度から令和 2（2020）年度までを期間として策定した 2020 プランの満了にあたり、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画おうみはちまん 2030 プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」を新たに策定します。

２．近年の世界・国・県・市町の動き

▶近年の世界の動き

（１）国連女性の地位委員会（北京+20、北京+25）

平成７（1995）年 9 月に北京で開催された第４回女性会議において、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 周年となる平成 27（2015）年３月には「北京+20」として、また、25 周年となる令和２（2020）年３月には「北京+25」として、これまでの男女共同参画や女性活躍についての取組状況に関する評価等が行われました。

（２）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

平成 27（2015）年９月に開催された国連サミットにおいて、令和 12（2030）年までの行動計画として、17 の目標からなる「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されました。5 番目の目標として「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、女性への差別の撤廃や女性参画の推進、あらゆる形態の暴力の排除、未成年者の結婚や強制結婚等の有害な慣行の撤廃などが達成に向けての取組として挙げられました。

▶近年の国の動き

（１）男女共同参画基本計画

平成 27（2015）年 12 月に「第４次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革や、女性参画の拡大、男女共同参画の視点からの防災・復興対策が強調されました。

（２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、平成 27（2015）年８月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。

（３）政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に向けて、平成 30（2018）年５月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、衆議院、参議院、地方議会選挙等において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としています。

▶近年の滋賀県の動き

（１）男女共同参画計画・女性活躍推進計画

平成 28（2016）年３月に、男女共同参画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の方向性を示した「パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」が策定されました。この計画では「あらゆる場面で『男女共同参画』を実感できる滋賀へ」を目標とし、女性の活躍推進による地域の活性化や、男性にとっての男女共同参画を重視すべき視点として、位置づけています。

▶近年の近江八幡市の動き

（１）近江八幡市男女共同参画推進条例

平成 24（2012）年４月に、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」を、市、市民、事業者が協働して創りあげるため、近江八幡市男女共同参画推進条例を制定しました。

（２）男女共同参画近江八幡市行動計画

平成 24（2012）年４月に、近江八幡市男女共同参画推進条例に基づき、平成 24（2012）年度から令和２（2020）年度までの 9 年計画として男女共同参画施策を統合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画おうみはちまん 2020 プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」を策定しました。中間年である平成 29（2017）年４月には、社会情勢等の変化を踏まえ見直しを行い、改訂版を策定しました。

３．計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「近江八幡市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画計画として位置づけるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定された市町村推進計画として位置づけます。

また、「近江八幡市第１次総合計画」で示されているまちづくりの方針を踏まえながら、「人権擁護に関する施策の基本計画」や「生涯学習社会づくり構想・実施計画」との連携を図り、各分野の関連する個別計画に、男女共同参画の視点について方向性を示す役割を果たします。

計画の内容においては、市民の意見・男女共同参画審議会からの答申を受け、市民・事業者・行政等が連携して施策の推進に取り組むための、共有の指針となるものです。

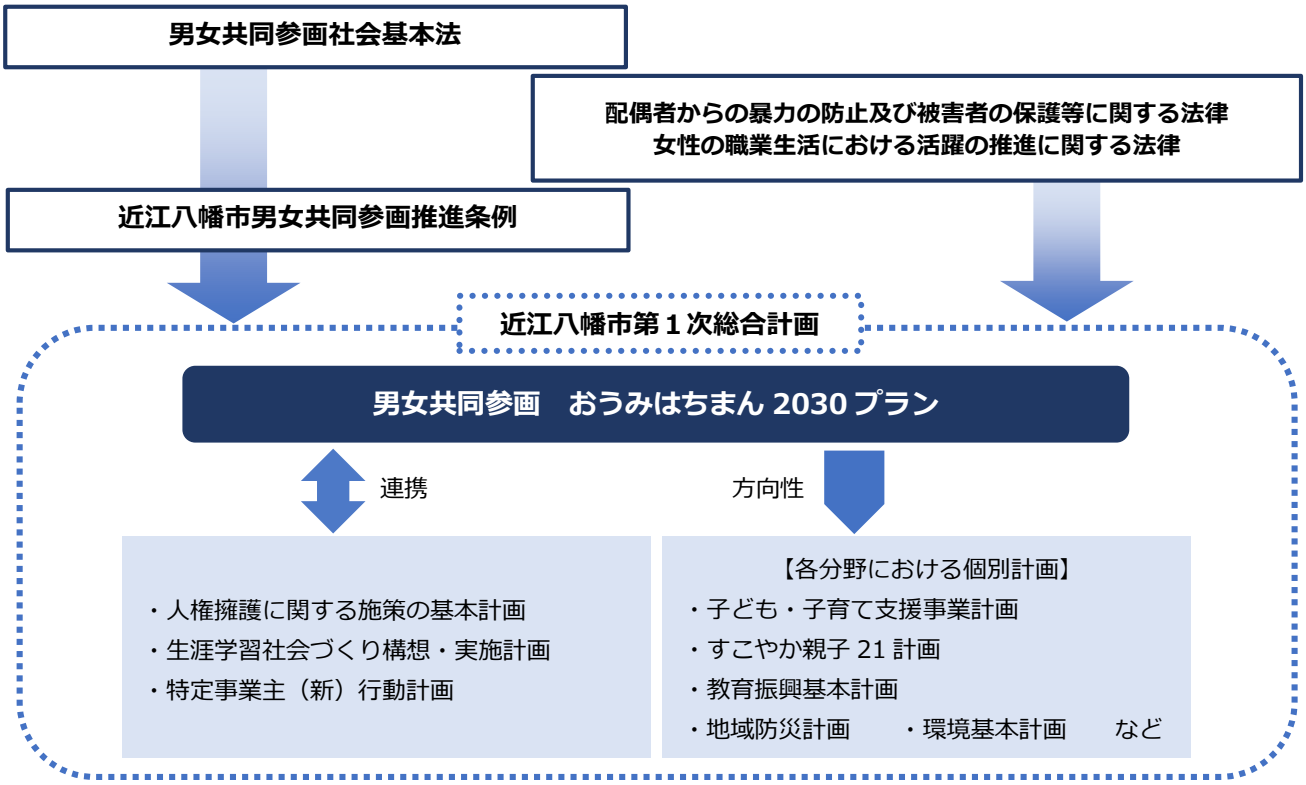

４．計画の期間

本計画の期間は、令和３（2021）年度から、令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。なお、社会情勢の変化や事業の推進状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

５．計画の策定方法

（１）男女共同参画に関する市民及び事業所調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の男女共同参画や性別による役割分担、ワーク・ライフ・バランスなどについての状況や意見、各事業所における現状や課題、今後の方向性、男女共同参画施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民や市内の事業所を対象として、アンケート調査を実施しました。

調査種類	市民意識調査	事業所調査
調査対象	満 18 歳以上の市民	市内所在の事業所
対象者数	4,000 人	195 か所
調査期間	令和元（2019）年 10 月 18 日～ 令和元（2019）年 11 月 15 日	令和２（2020）年１月６日～ 令和２（2020）年１月 31 日
回収率	40.5%（1,621 件）	38.5%（75 件）
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収

（２）近江八幡市男女共同参画審議会の設置

男女共同参画行動計画の策定や推進に関する重要事項を調査及び審議するため、近江八幡市男女共同参画審議会を設置しています。学識経験者や団体の代表者等で構成されており、この計画に市民等の意見を反映するとともに、市における男女共同参画関連施策についてより効果的に実施するため、計画について審議しました。

（３）パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

▶実施期間：令和３（2021）年２月１日～令和３（2021）年２月 22 日

▶実施方法：

第２章　近江八幡市の男女共同参画の現状と課題

１．統計資料からみる市の現状

（１）人口構造

・本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに 45～49 歳の人口が最も多く、次いで男性では 40～44 歳、女性では 65～69 歳の人口が多くなっています。

【近江八幡市の人口ピラミッド】

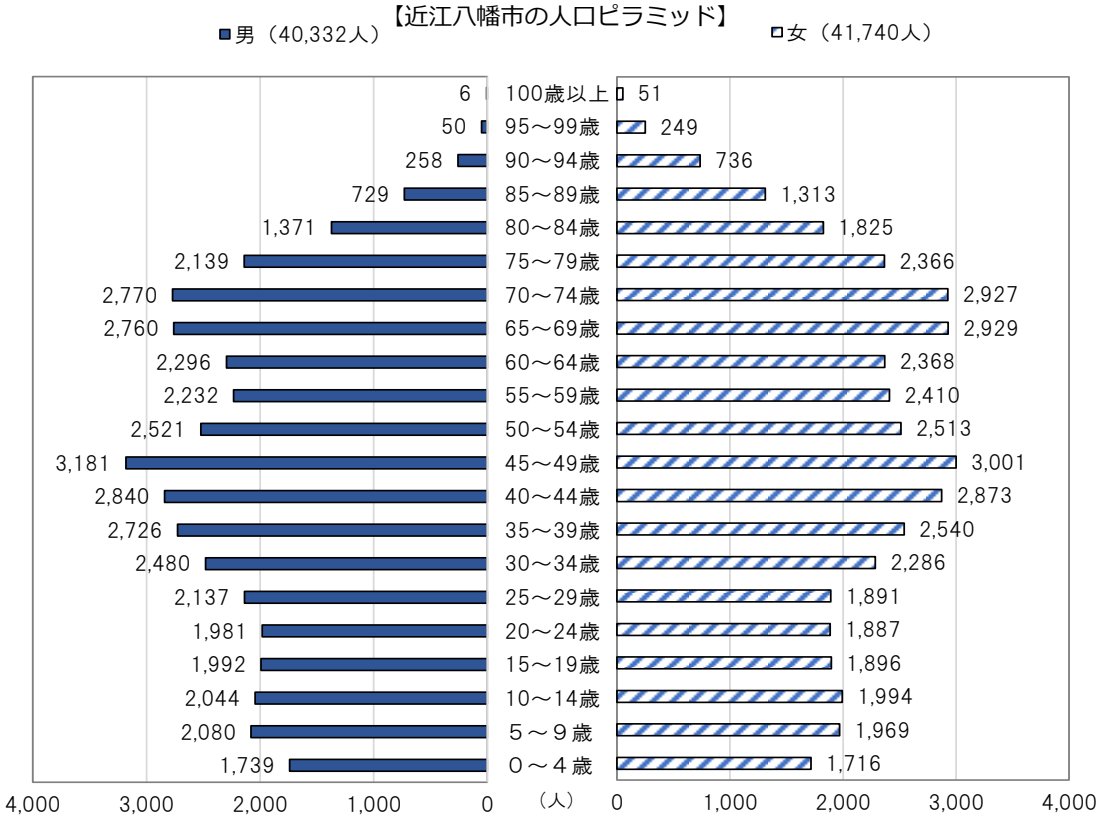

資料：「住民基本台帳」より（令和２年１月１日時点）

（２）人口推移

・近年の本市の人口は、82,000 人台で推移しています。

【近江八幡市の総人口の推移】

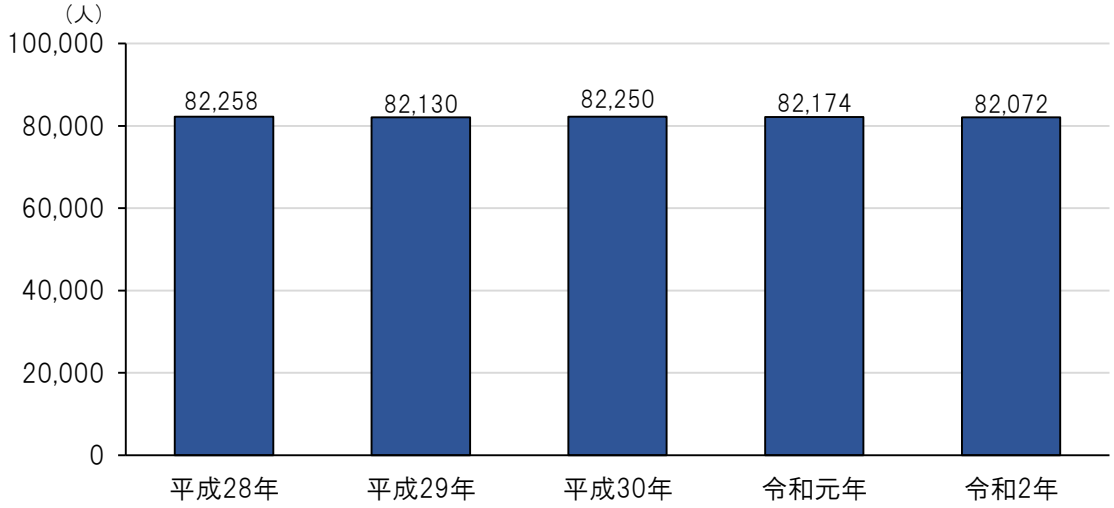

資料：「住民基本台帳」より（各年１月１日時点）

（３）年齢３区分別人口

・本市の年齢３区分別人口をみると、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にある一方で、65 歳以上の高齢人口は増加傾向にあります。

・人口構成比をみると、平成 29（2017）年より生産年齢人口の割合が６割を切っています。

【近江八幡市の年齢３区分別人口の推移】

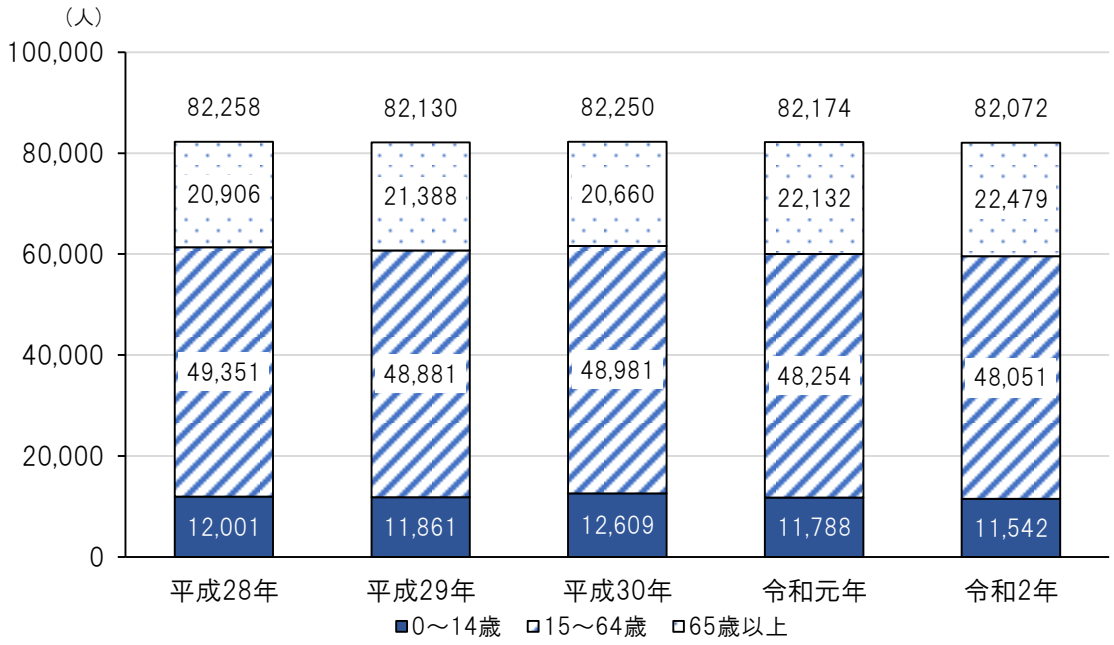

資料：「住民基本台帳人口」より（各年１月１日時点）

【近江八幡市の年齢３区分別人口構成比の推移】

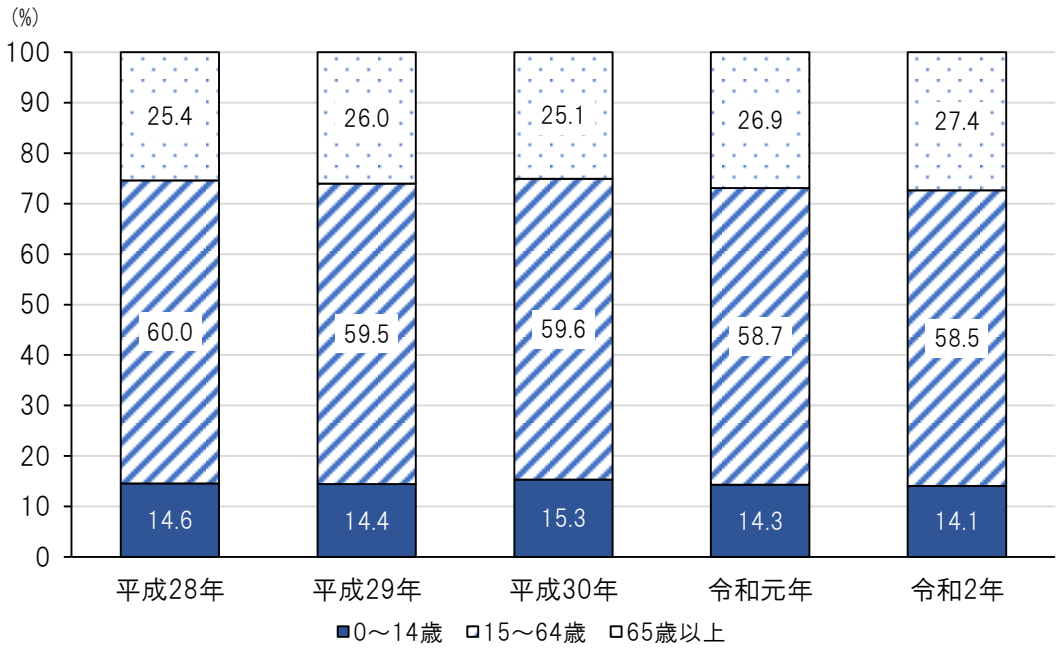

資料：「住民基本台帳人口」より（各年１月１日時点）

（４）世帯構造

・近年、人口は 82,000 人台を推移する一方で、世帯数は微増傾向にあり、１世帯あたりの人員数は減少し続けています。

・世帯構成については、全国・滋賀県と比較して「夫婦と子ども」世帯や「夫婦と子どもと親」世帯の割合が高くなっています。一方で「単独世帯」の割合については、全国・滋賀県よりも低くなっています。

【近江八幡市の人口と世帯の推移】

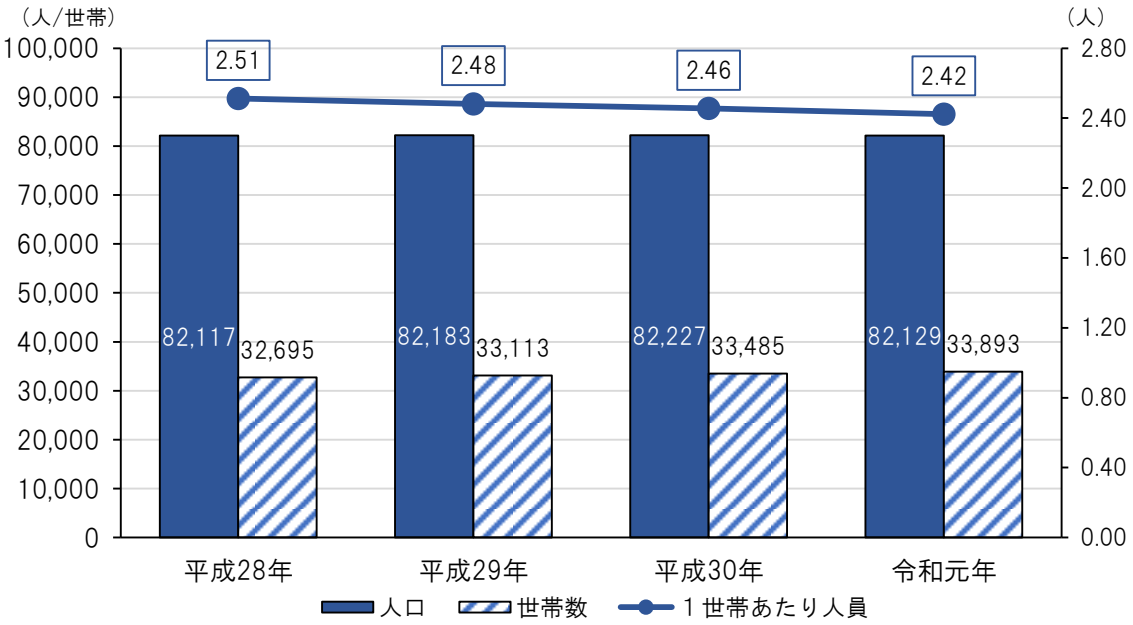

資料：「住民基本台帳」より（各年 10 月１日）

【近江八幡市の世帯構成（全国・滋賀県との比較）】

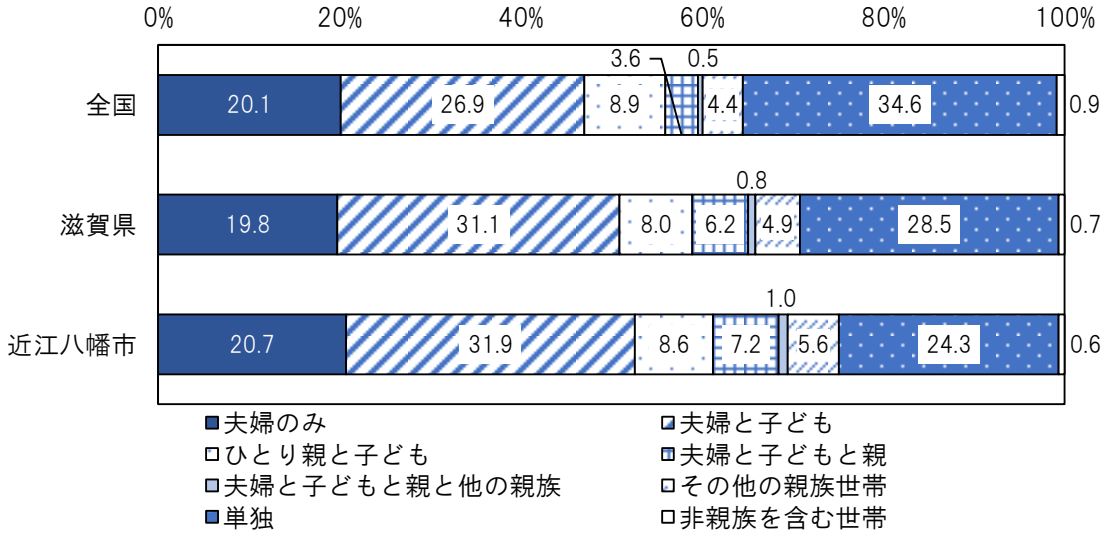

資料：総務省「平成 27 年国勢調査」より

（５）労働力状態

・平成 27（2015）年の労働力人口は 40,832 人となっています。

・性年齢階級別にみると、全世代で男性での就業者数が女性を上回っており、特に 30～39 歳での差が大きくなっています。

【近江八幡市の労働力人口の推移】

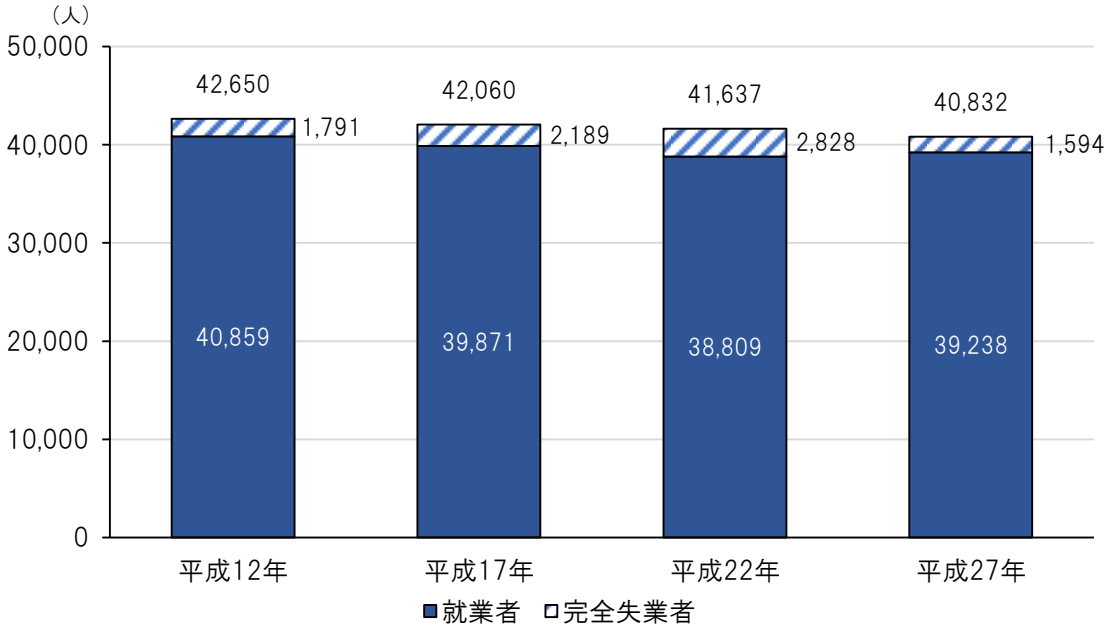

資料：総務省「国勢調査」より

【近江八幡市における平成 27 年の性年齢階級別就業者数】

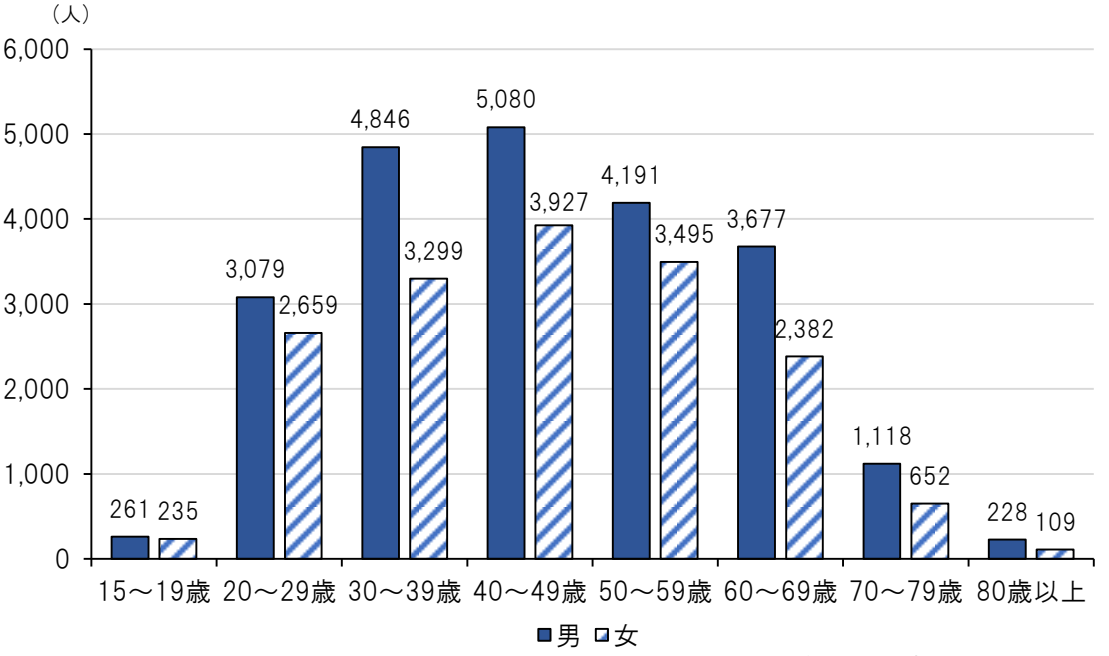

資料：総務省「平成 27 年国勢調査」より

（６）女性の労働力率

・近江八幡市の女性の労働力の推移をみると、30～34 歳で他の年代よりも労働力率が低くなる M 字カーブを描いているものの、年々労働力率は上昇しておりカーブが緩やかになりつつあります。また、平成 27（2015）年には 55～59 歳の労働力率が 72.4%と 7 割を超えています。

・全国・滋賀県と比較すると、25～44 歳では労働力が低いものの、50～59 歳では全国・滋賀県を上回っています。

【近江八幡市の女性の年齢階級別労働力率の推移】

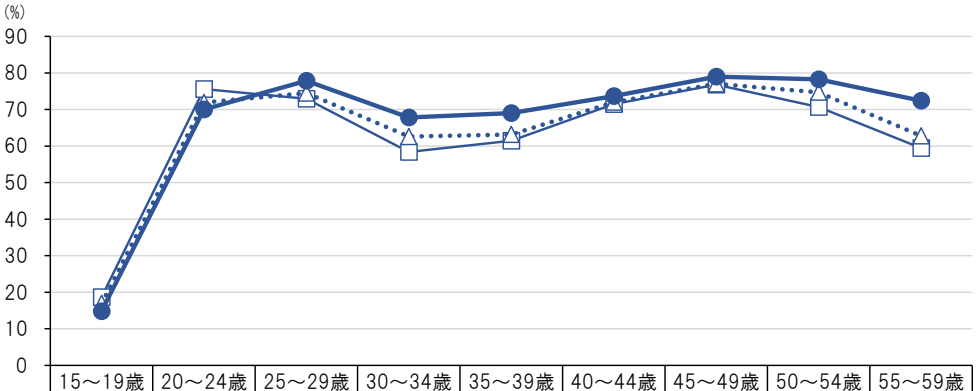

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
平成17年	18.6	75.6	72.9	58.4	61.4	71.5	76.8	70.7	59.4
平成22年	16.9	71.9	74.5	62.6	63.1	72.0	77.0	74.7	62.8
平成27年	14.8	70.0	77.9	67.8	69.0	73.7	79.0	78.3	72.4

資料：総務省「国勢調査」より

【近江八幡市における平成 27 年の女性の年齢階級別労働力率（全国・滋賀県との比較）】

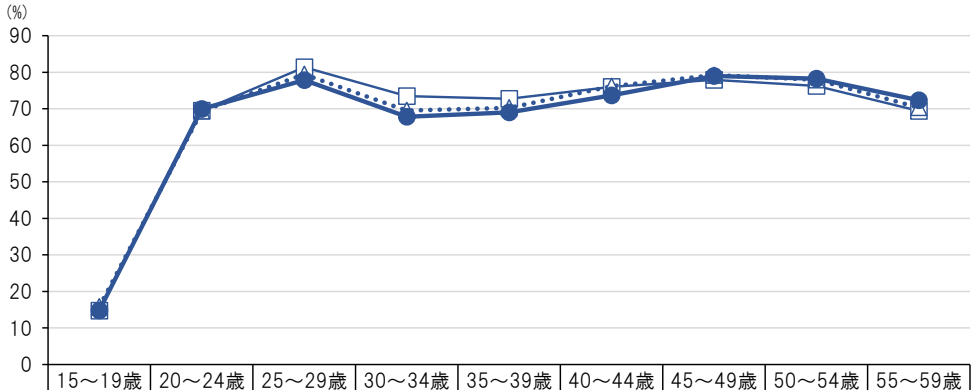

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4
滋賀県	15.8	69.4	79.4	69.6	70.3	76.1	79.2	77.9	70.3
近江八幡市	14.8	70.0	77.9	67.8	69.0	73.7	79.0	78.3	72.4

資料：総務省「平成 27 年国勢調査」より

2．各分野での男女の平等感

（１）家庭生活

・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性よりも高く、「平等である」は女性のほうが低くなっています。

・「平等である」は男女ともに滋賀県よりやや高くなっていますが、滋賀県・本市のどちらにおいても『男性が優遇されている』という意識をもつ女性が過半数となっています。

【家庭生活における男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】

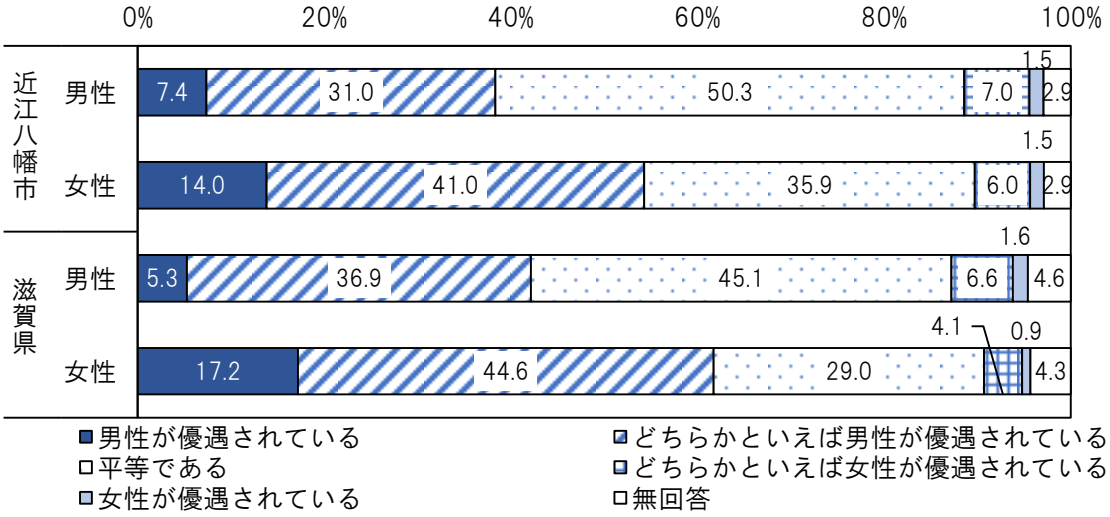

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

（２）職場

・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は男女ともに過半数を占めています。

・「平等である」は女性で滋賀県よりやや高くなっていますが、滋賀県・本市のどちらにおいても『男性が優遇されている』という意識をもつ女性が過半数となっています。

【職場における男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】

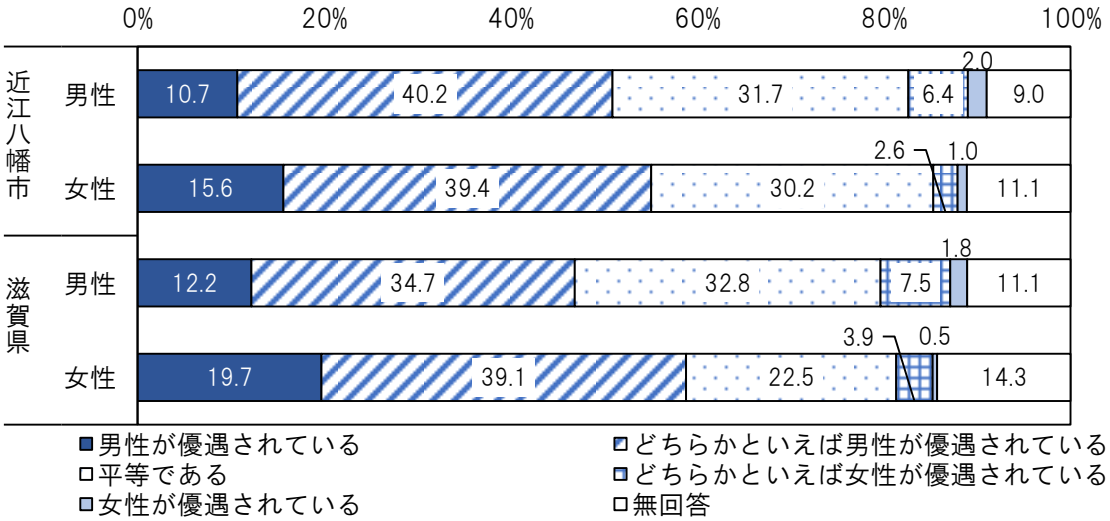

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

（３）学校教育の場

・男女ともに「平等である」が過半数を占めていますが、女性のほうがやや低くなっています。

・「平等である」は男女ともに滋賀県より高くなっている一方で、『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）も、男女ともに滋賀県よりやや高くなっています。

【学校教育の場における男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】

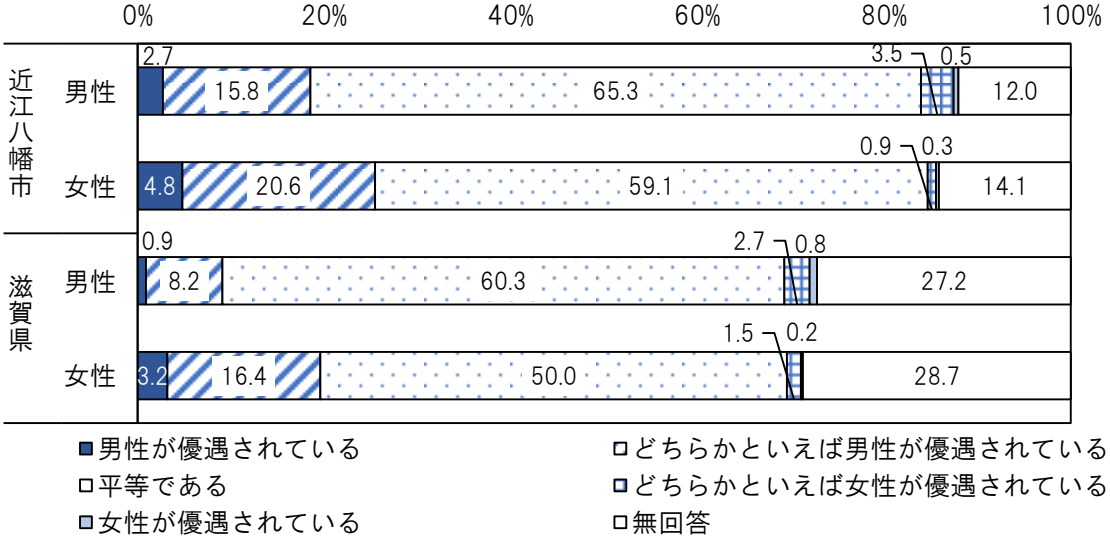

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

（４）地域社会の場

・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性よりも高く、「平等である」は女性のほうがやや低くなっています。

・『男性が優遇されている』は男女ともに滋賀県より高くなっています。

【地域社会の場における男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】

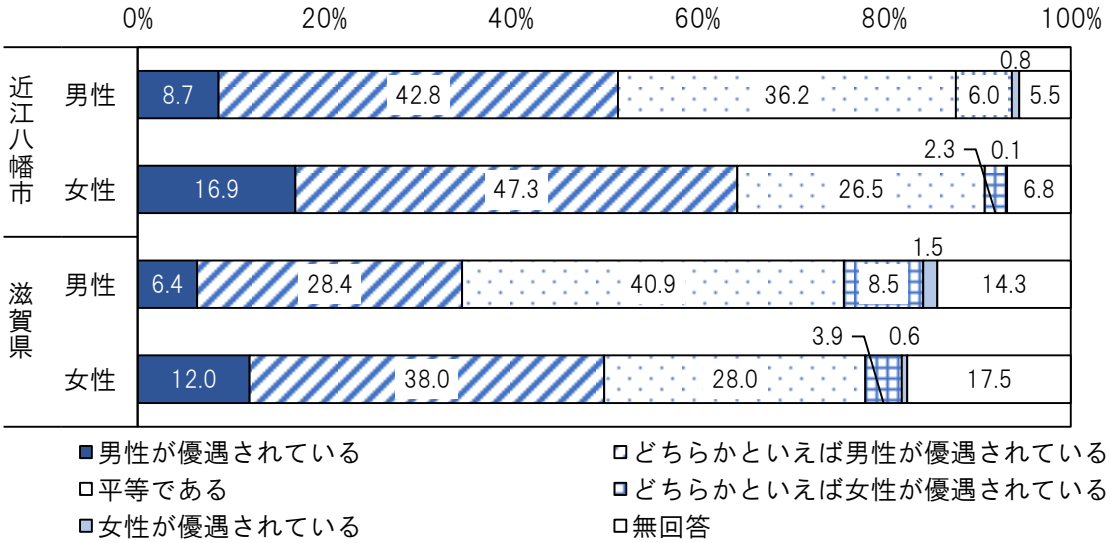

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

（５）社会全体のしきたり・慣習・通念など

・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は男女ともに７割以上を占め、「平等である」は男女ともに２割未満となっています。

・女性において『男性が優遇されている』は滋賀県よりやや低くなっています。

【社会全体のしきたり・慣習・通念などにおける男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】

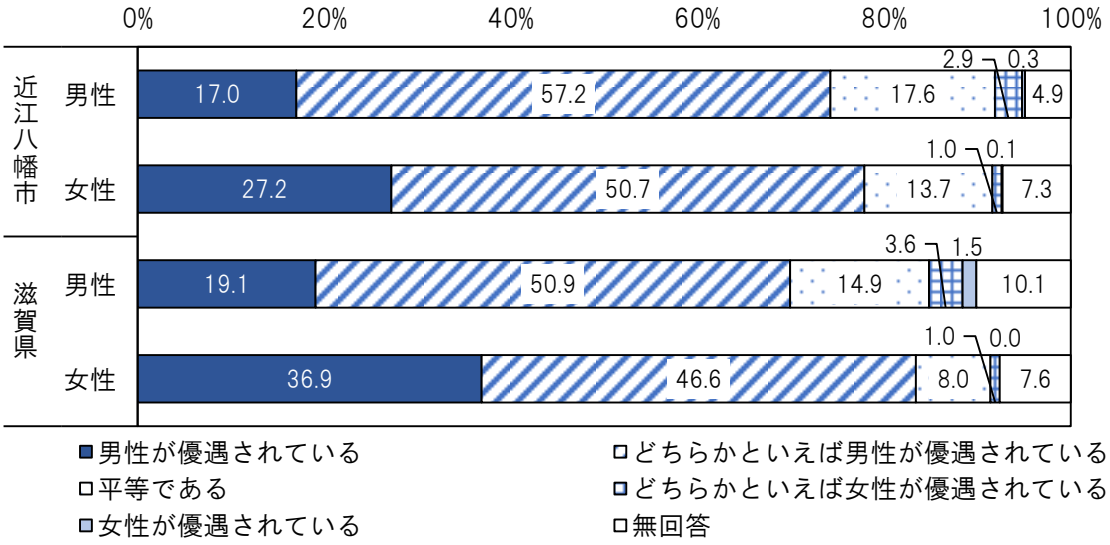

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

（６）政治の場

・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性より高く、「平等である」は女性のほうが低くなっています。

・滋賀県も同様の結果となっており、「平等である」は女性のほうが低くなっています。

【政治の場における男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】

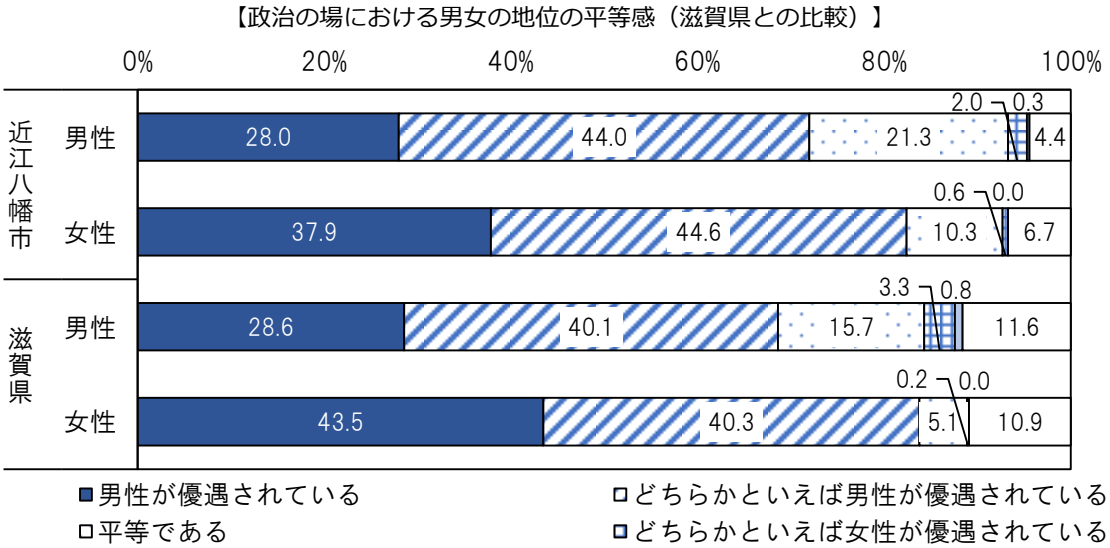

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

（７）法律や制度

・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性よりも高く、「平等である」は女性のほうが低くなっています。

・滋賀県も同様の結果となっており、「平等である」は女性のほうが低くなっています。

【法律や制度における男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】

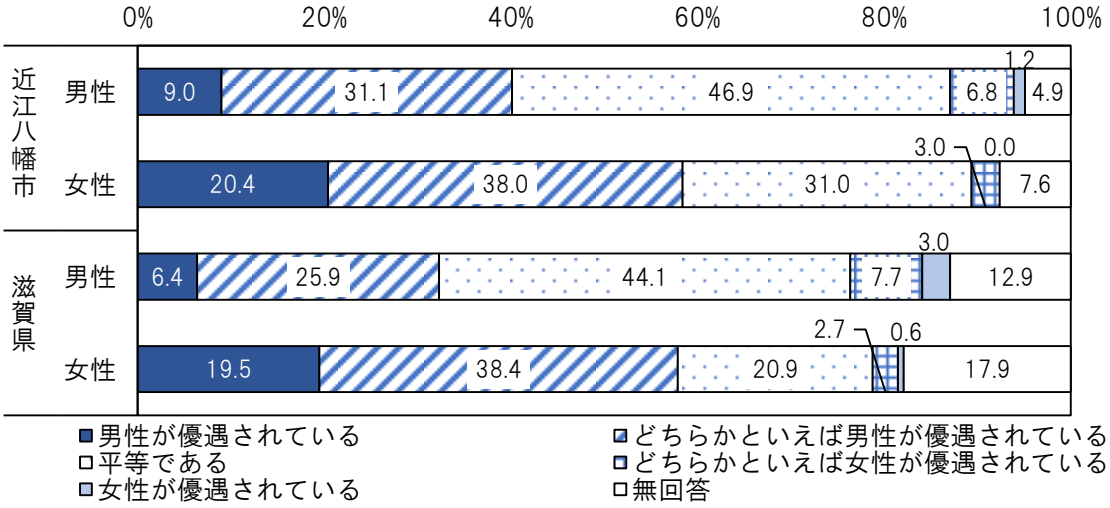

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

３．男女の役割分担

（１）固定的な性別役割分担意識

・男女ともに『同感しない』が過半数となっている一方で、『同感する』は男性のほうがやや高くなっています。

・滋賀県も同様の結果となっており、『同感する』は男性のほうが高くなっています。

【「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県との比較）】

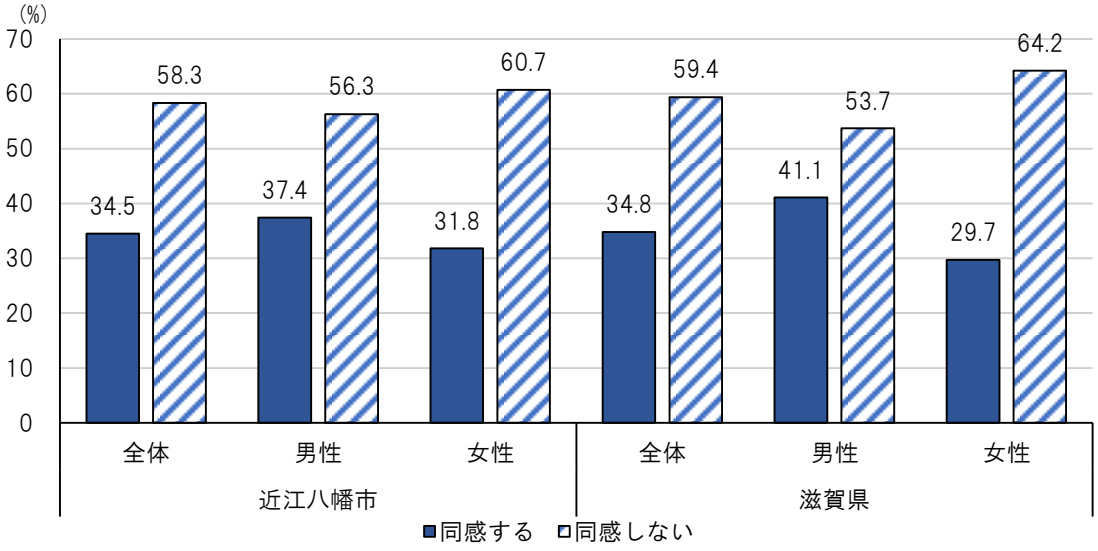

・年代別でみると、おおむね年代が高くなるにつれ、固定的な性別役割分担意識に『同感する』割合が高くなっており、70 歳以上では 40%以上となっています。

【「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（年代別）】

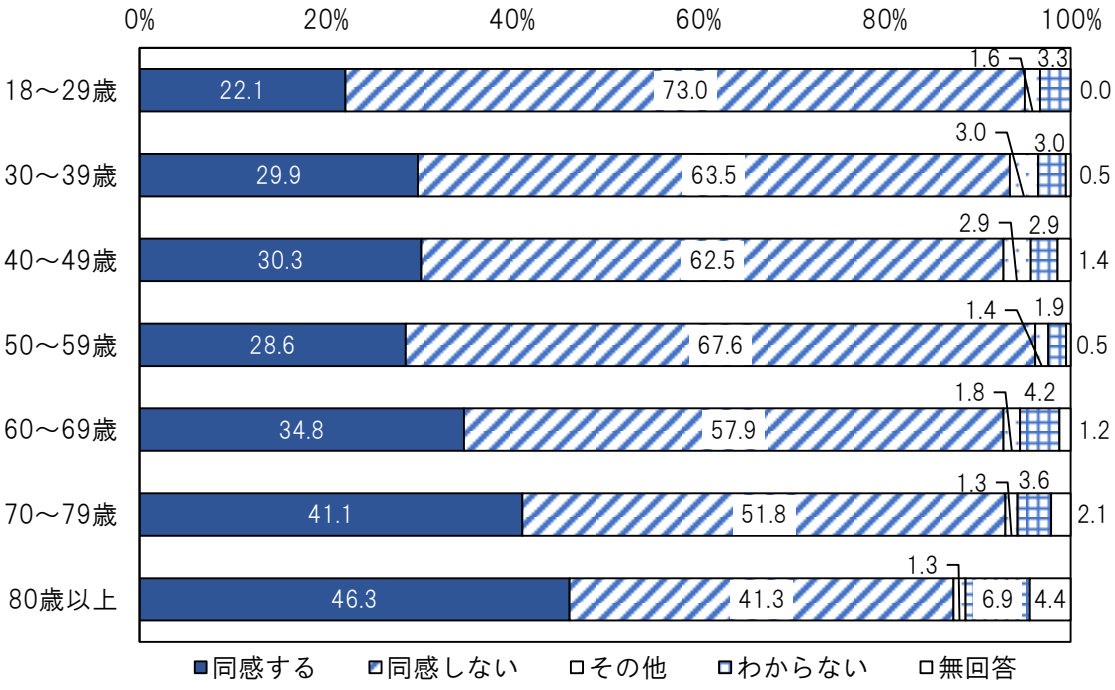

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

※『同感する』は、市民意識調査票の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

（２）固定的な性別役割分担意識に同感しない理由

・固定的な性別役割分担意識に同感しない理由については、「男女ともに仕事と家事・子育て・介護等の両方に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから」が男女ともに最も高くなっています。

【「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない理由】

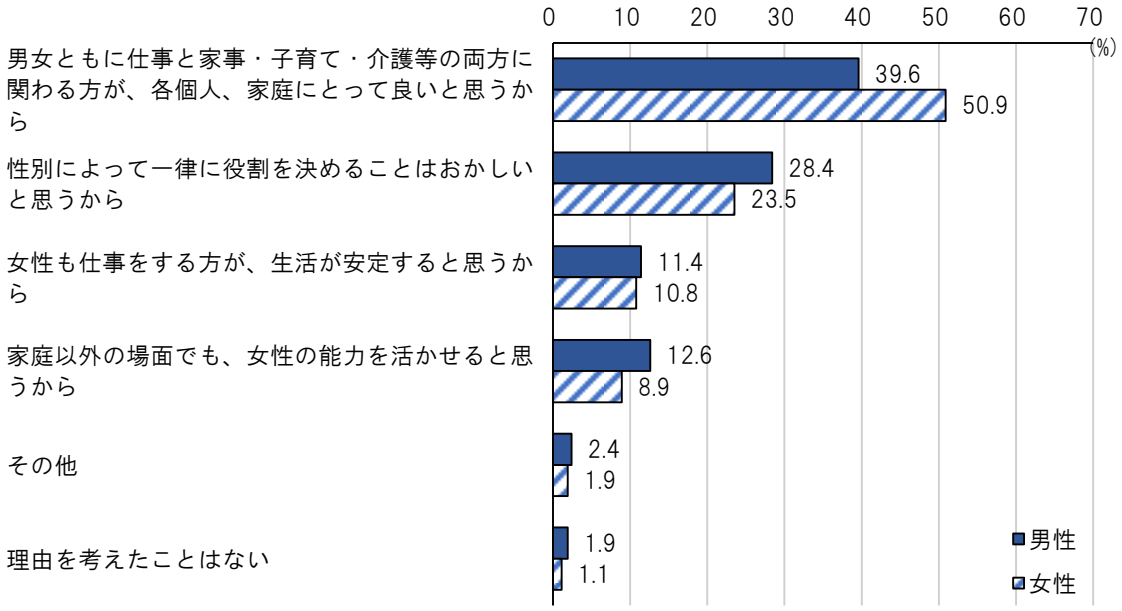

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（３）家庭での性別役割分担

・日常の家庭生活における役割分担の状況については、全ての項目で女性の割合が高くなっています。

【日常生活における役割分担】

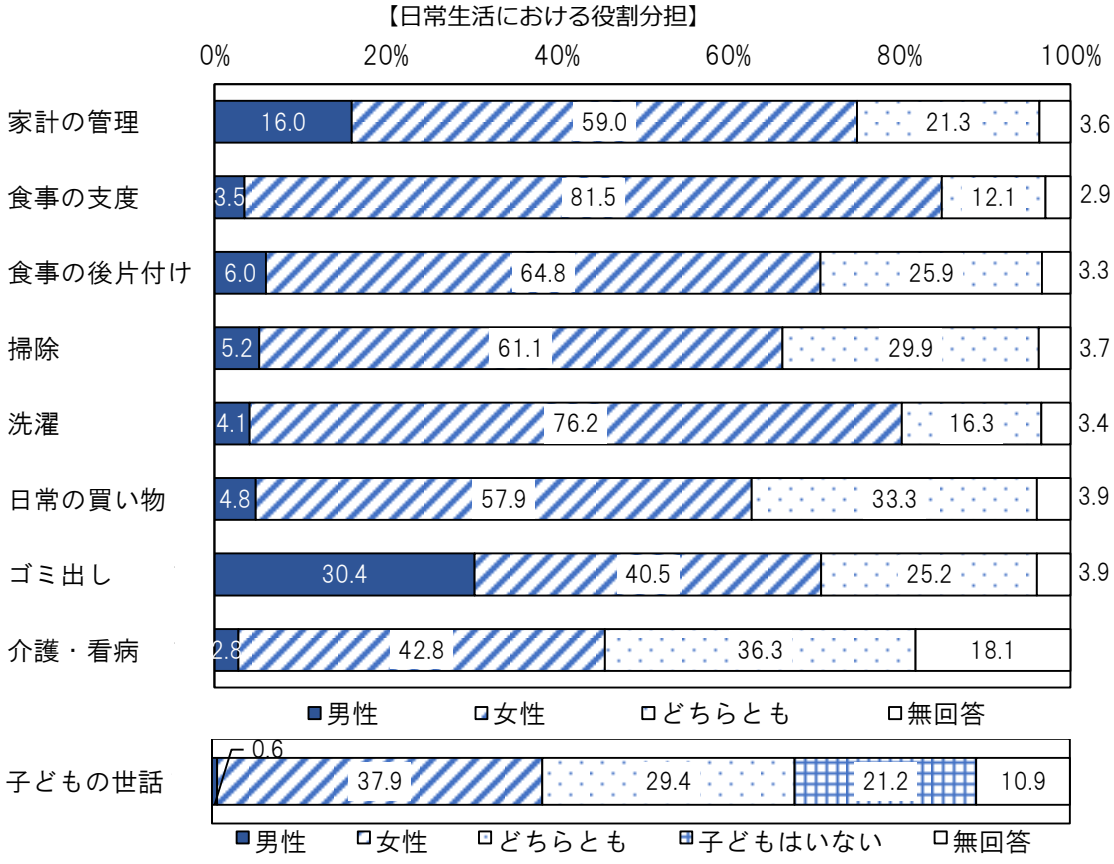

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（４）家庭内での地域活動の担い手

・家庭内での地域活動の担い手については、「自治会・町内会の会合」、「清掃、草むしりなどの美化活動」、「見回りなどの防犯活動」、「地域の防災訓練」で、男性が高くなっています。

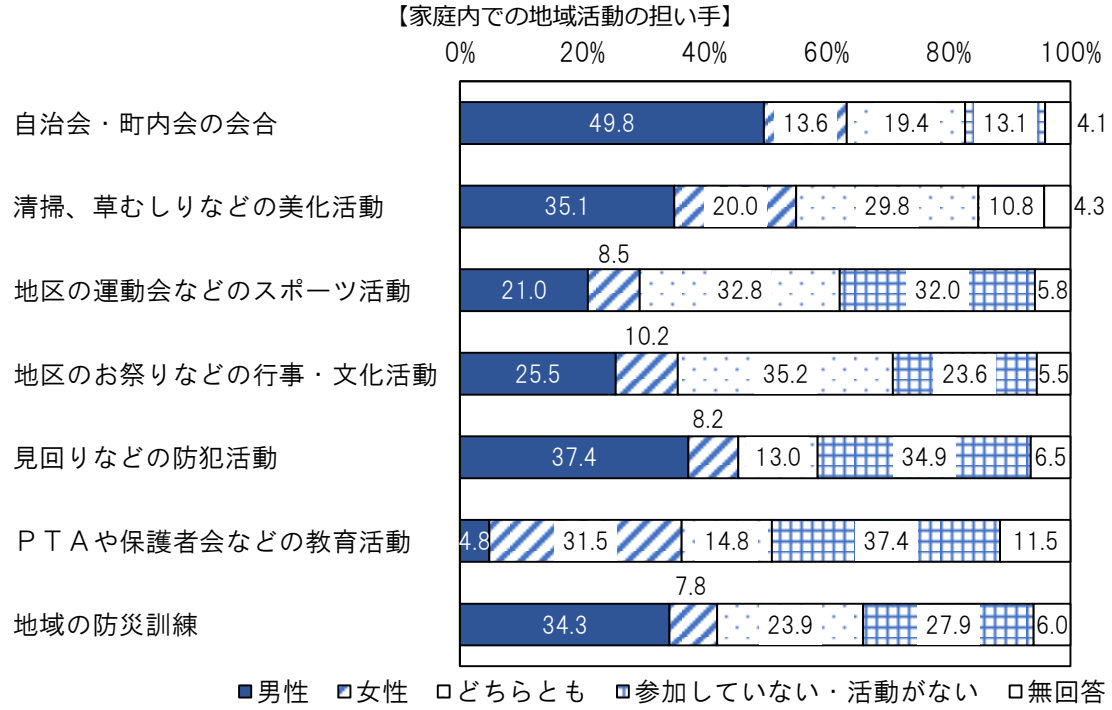

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（５）地域活動に女性リーダーが少ない理由

・地域活動に女性リーダーが少ない理由については、「これまでの慣習やしきたりで、リーダーには男性が就任してきたから」が最も高くなっています。

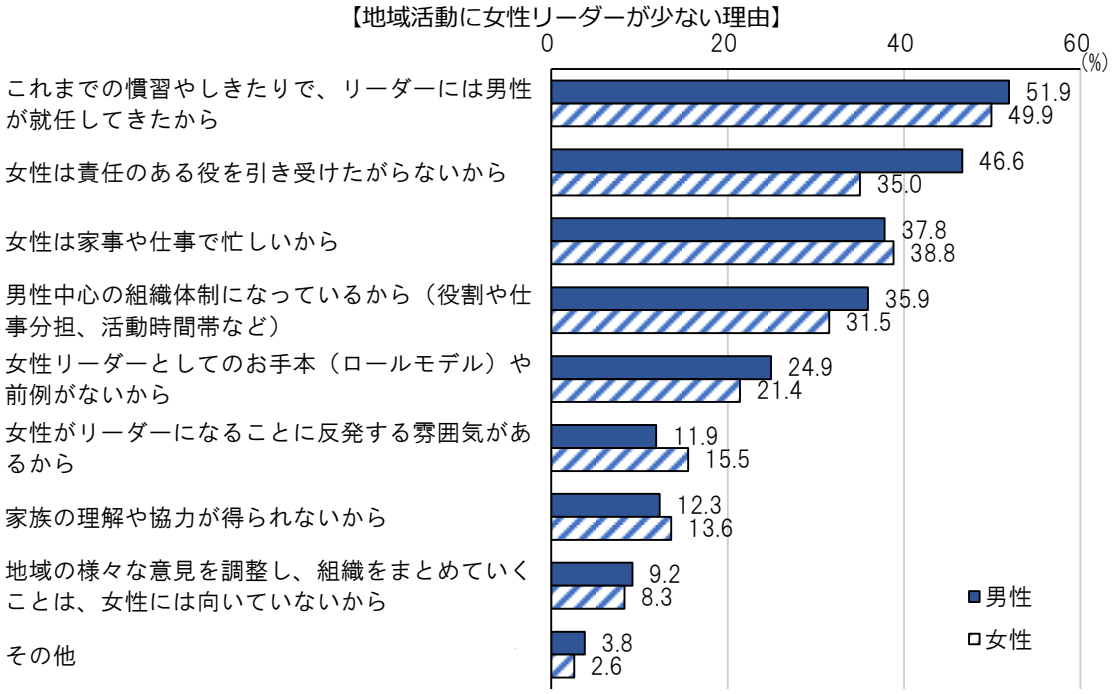

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

４．就労状況・雇用環境

（１）女性が職業をもつことについての考え

・女性が職業をもつことについての考えについては、男女ともに「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」が高くなっています。また、「子どもができたら職業をやめ、成長した後、再び職業をもつ方がよい」は男性でやや高くなっています。

【女性が職業をもつことについての考え】

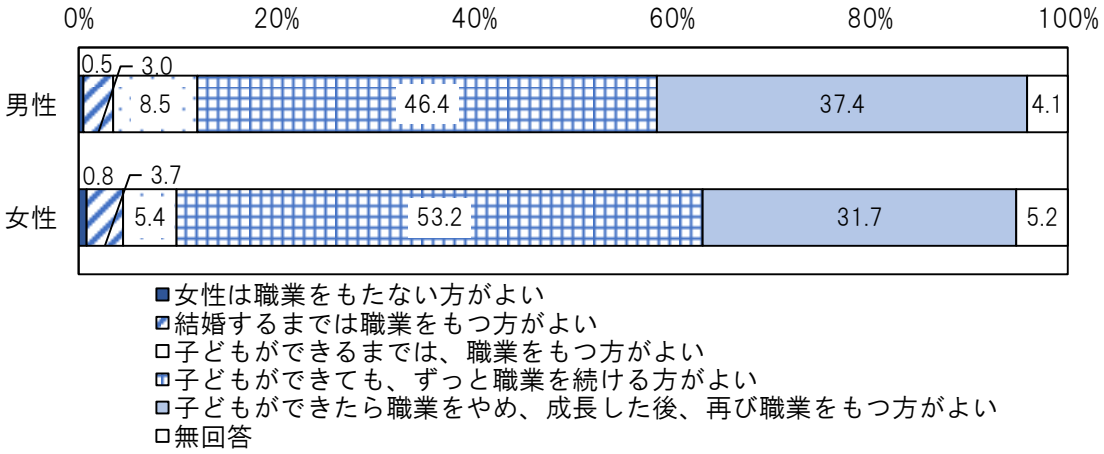

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（２）育児・介護休業制度活用への課題について

・育児・介護休業制度活用への課題については、男女ともに「休業期間中の代替要員の確保」が最も高くなっています。

【育児・介護休業制度活用への課題】

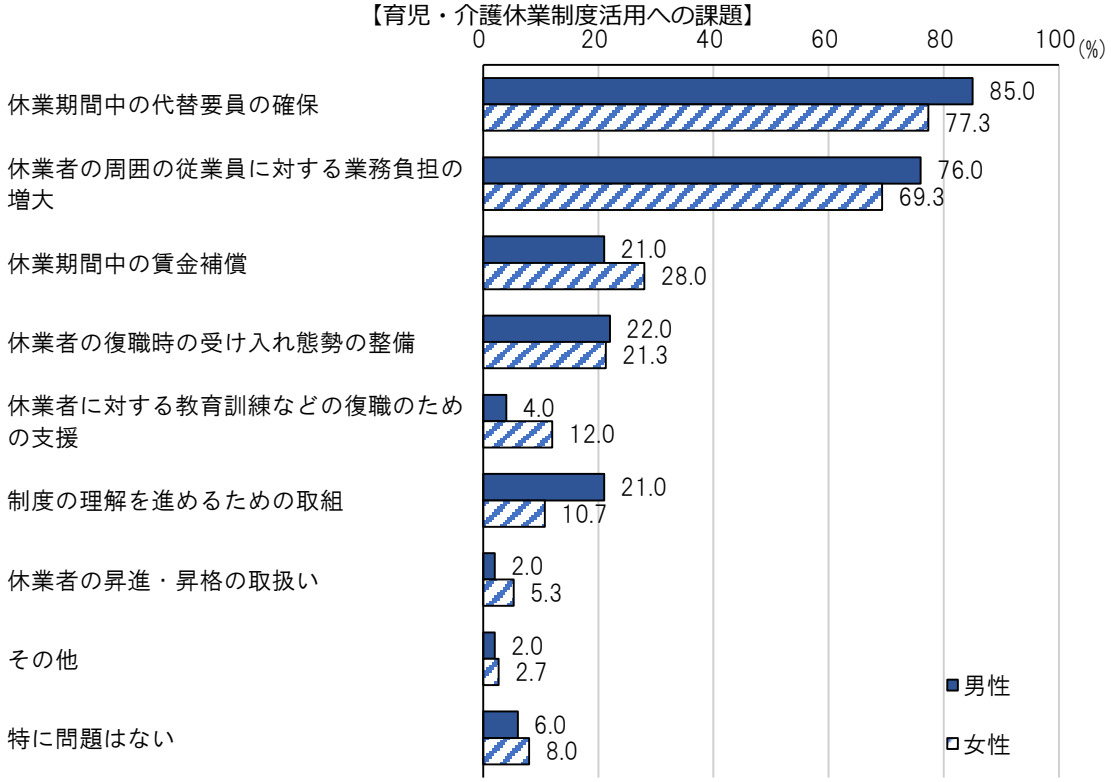

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

（３）女性の社会進出について

・女性の社会進出については、「条件が十分に整っていない」が 61.1%と６割以上となっています。

【女性の社会進出について】

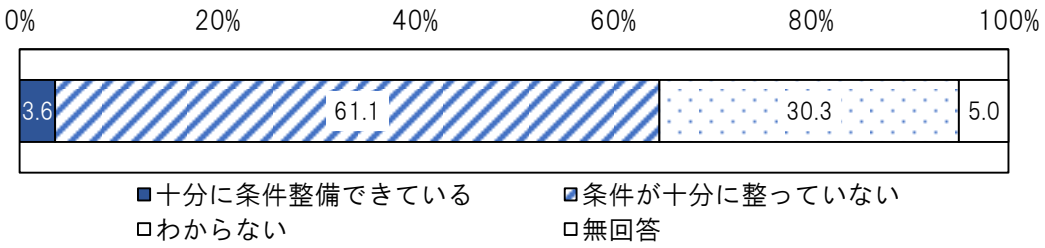

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（４）女性活躍推進に関する取組

・女性活躍推進に関する取組については、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」が 49.3%と半数近くを占め最も高く、次いで「性別で評価が偏ることがないよう、人事考課基準を明確に定めている」（36.0%）、「女性が少ない職場・職種への女性従業員の配置や意欲と能力がある女性を積極的に採用している」（22.7%）となっています。

【女性活躍推進に関する取組】

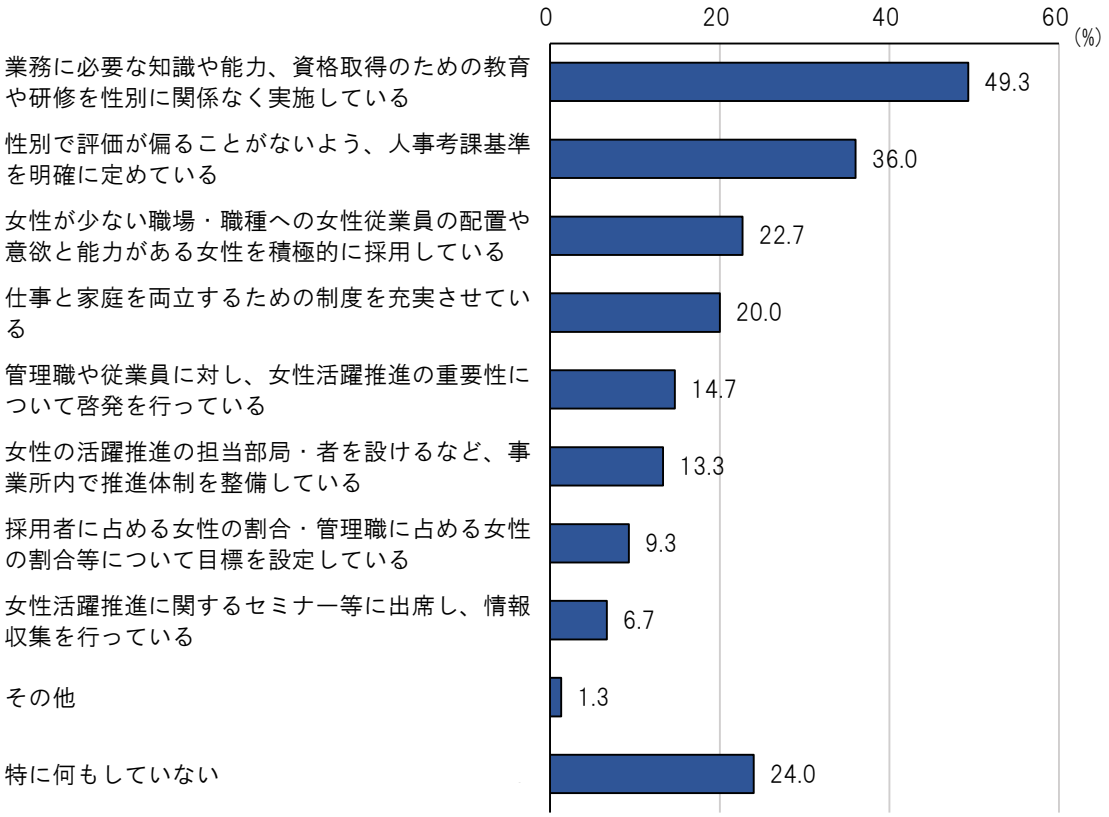

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

5．ワーク・ライフ・バランス

（1）ワーク・ライフ・バランスの認知度

・事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、「内容についておおむね理解している」が 41.3%となっています。

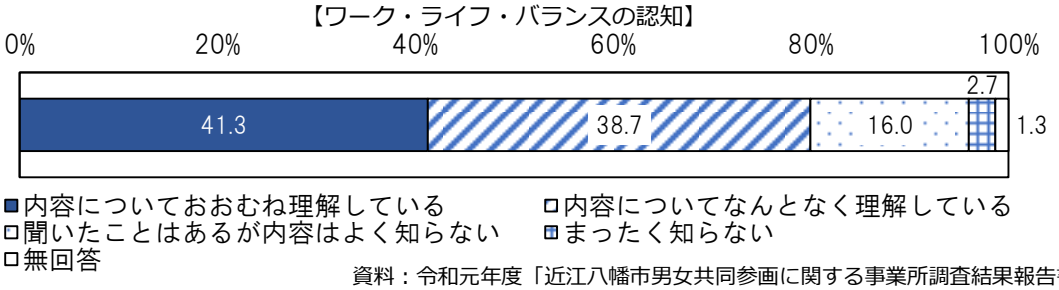

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

（2）ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組

・事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の推進に関する取組については下記のとおりとなっており、柔軟な働き方に関する取組の実施が高くなっています。

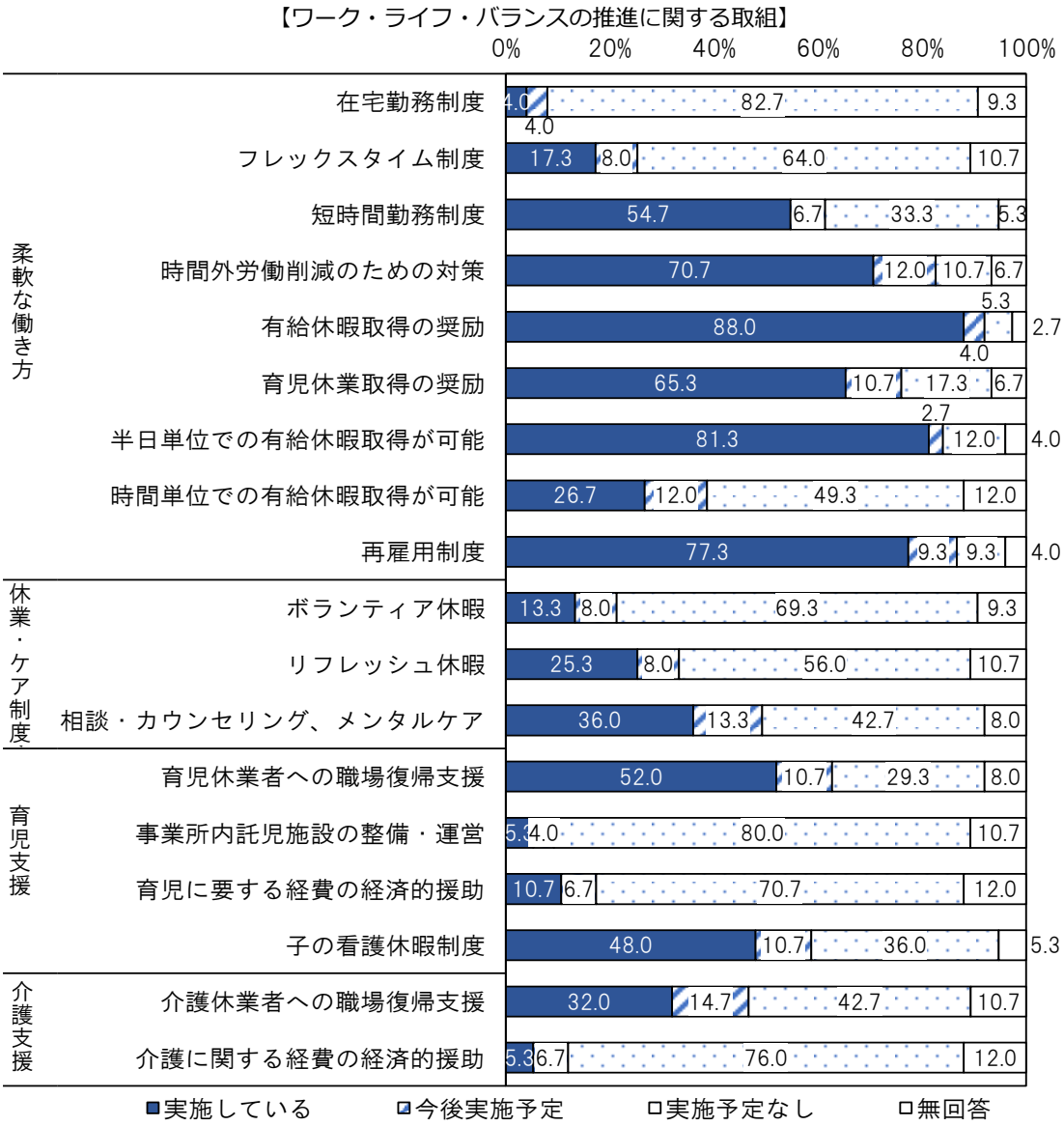

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

６．男女間の暴力等

（１）セクシュアル・ハラスメント・配偶者等からの暴力の経験

・セクシュアル・ハラスメントを「受けたことがある」割合は女性で 13.8%と１割以上となっています。

・配偶者等からの暴力を「受けたことがある」割合は男女ともに１割未満となっています。

【セクシュアル・ハラスメントの経験】

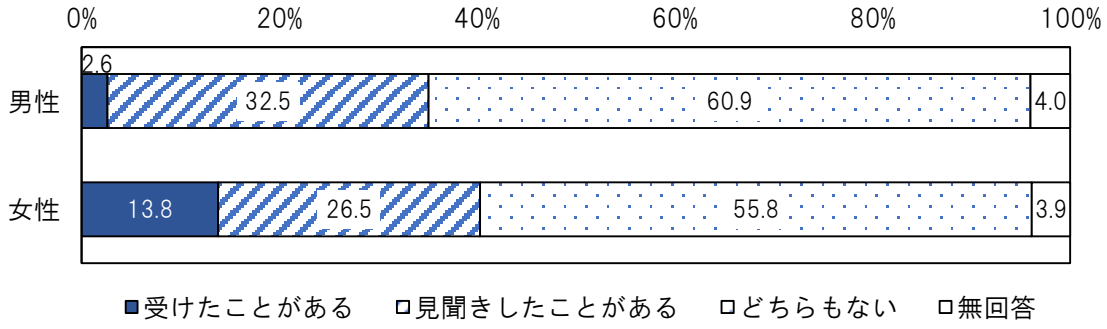

【配偶者等からの暴力の経験】

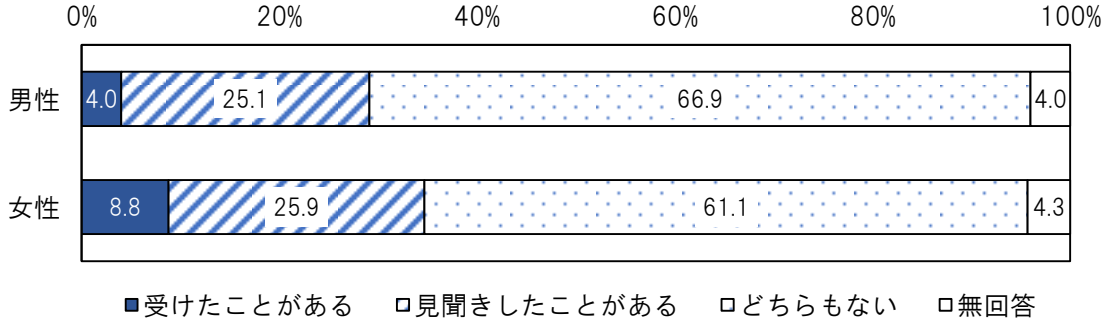

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（２）セクシュアル・ハラスメント・配偶者等からの暴力への対応

（※セクシュアル・ハラスメント・配偶者等からの暴力を「受けたことがある」・「見聞きしたことがある」人のみ回答）

・セクシュアル・ハラスメント・配偶者等からの暴力への対応については、「支援を求めることができなかった」が男女ともに最も高くなっており、女性では 42.6%と男性よりもやや高くなっています。

【セクシュアル・ハラスメント・配偶者等からの暴力への対応】

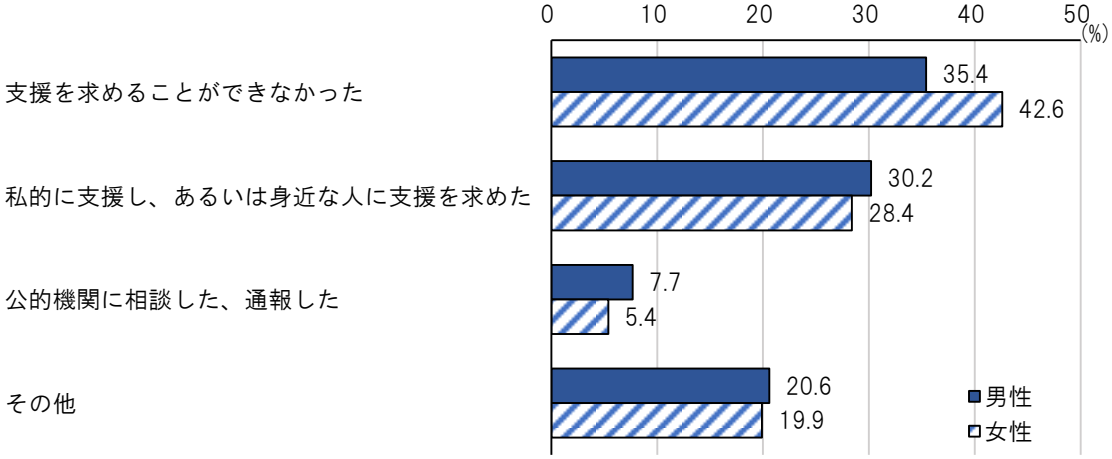

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（３）暴力についての認識

・暴力についての認識については、「相手から何を言われても無視し続ける」・「交友関係や携帯電話を細かく監視する」で「どんな場合でも暴力にあたると思う」が半数未満となっています。

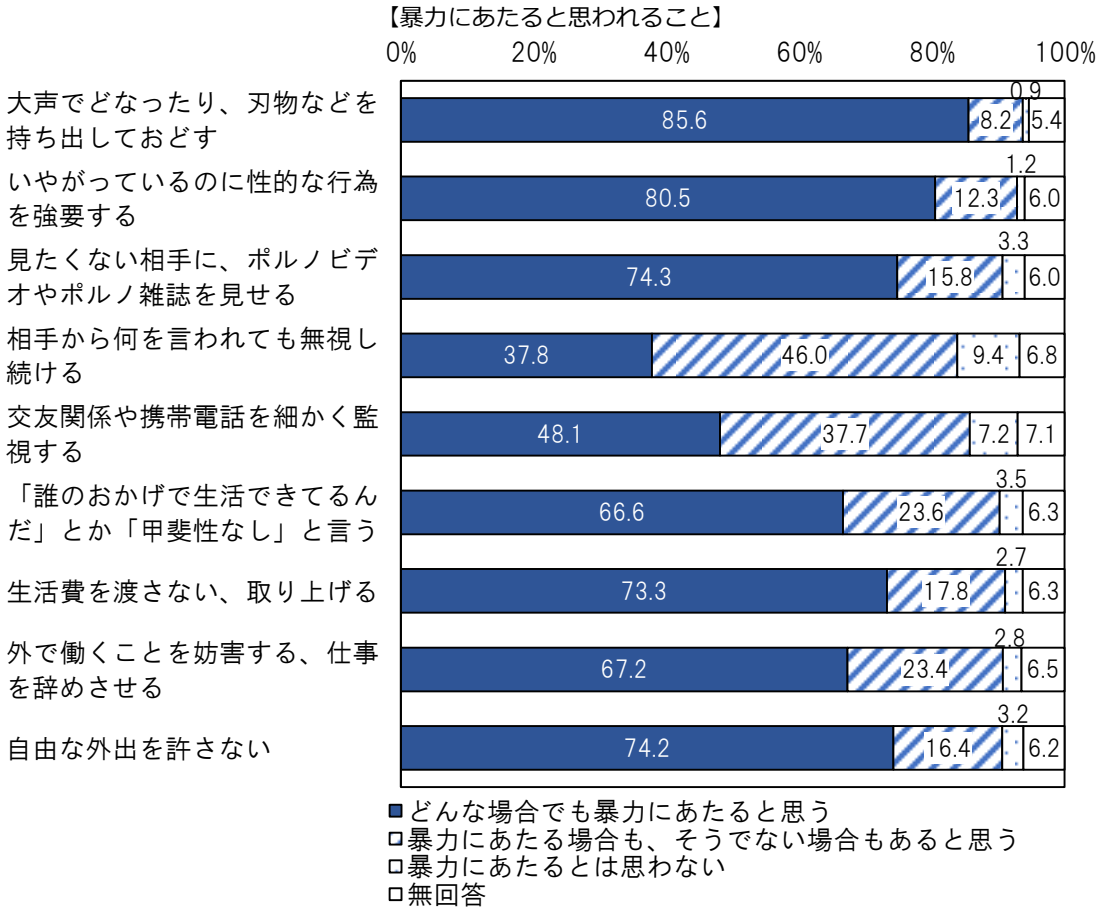

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（４）暴力に関する相談先の認知度

・暴力に関する相談先の認知度については、「警察」が 76.9%と７割以上を占め最も高く、次いで「弁護士」（35.5%）、「市役所」（29.7%）となっています。

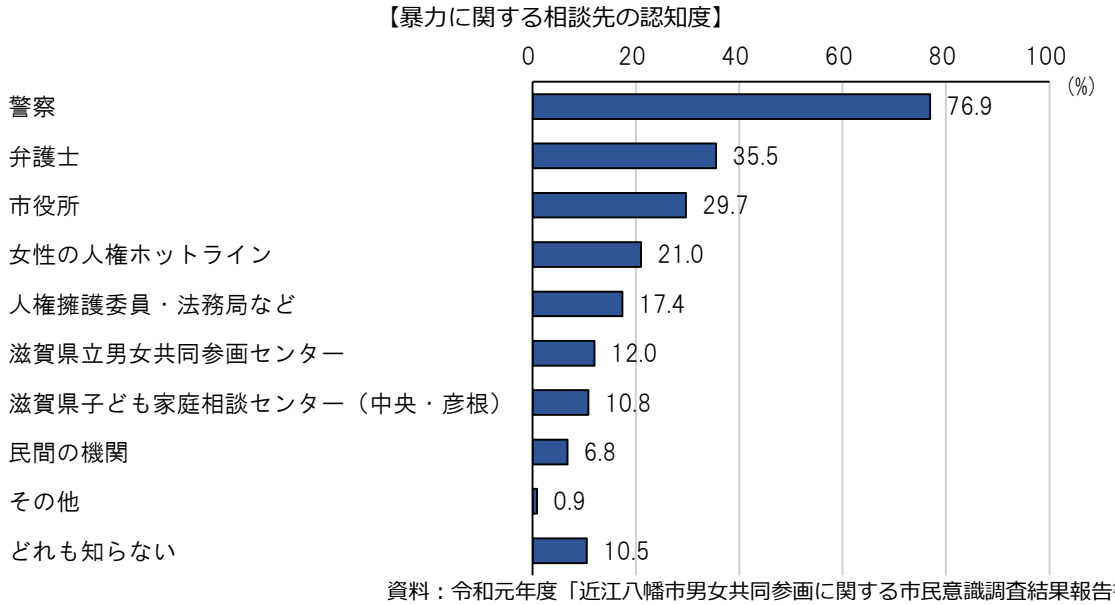

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

７．男女共同参画に関わる用語の認知

（１）男女共同参画に関わる用語の認知度

・男女共同参画に関わる用語の認知については、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」、「クオータ制※」、「ポジティブ・アクション」において、『知らない』（「あまり知らない」と「全く知らない」の合計）が７割以上となっています。一方で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、『知っている』（「知っている」と「だいたい知っている」の合計）が 59.0%と６割近くとなっています。

【男女共同参画に関わる用語の認知度】

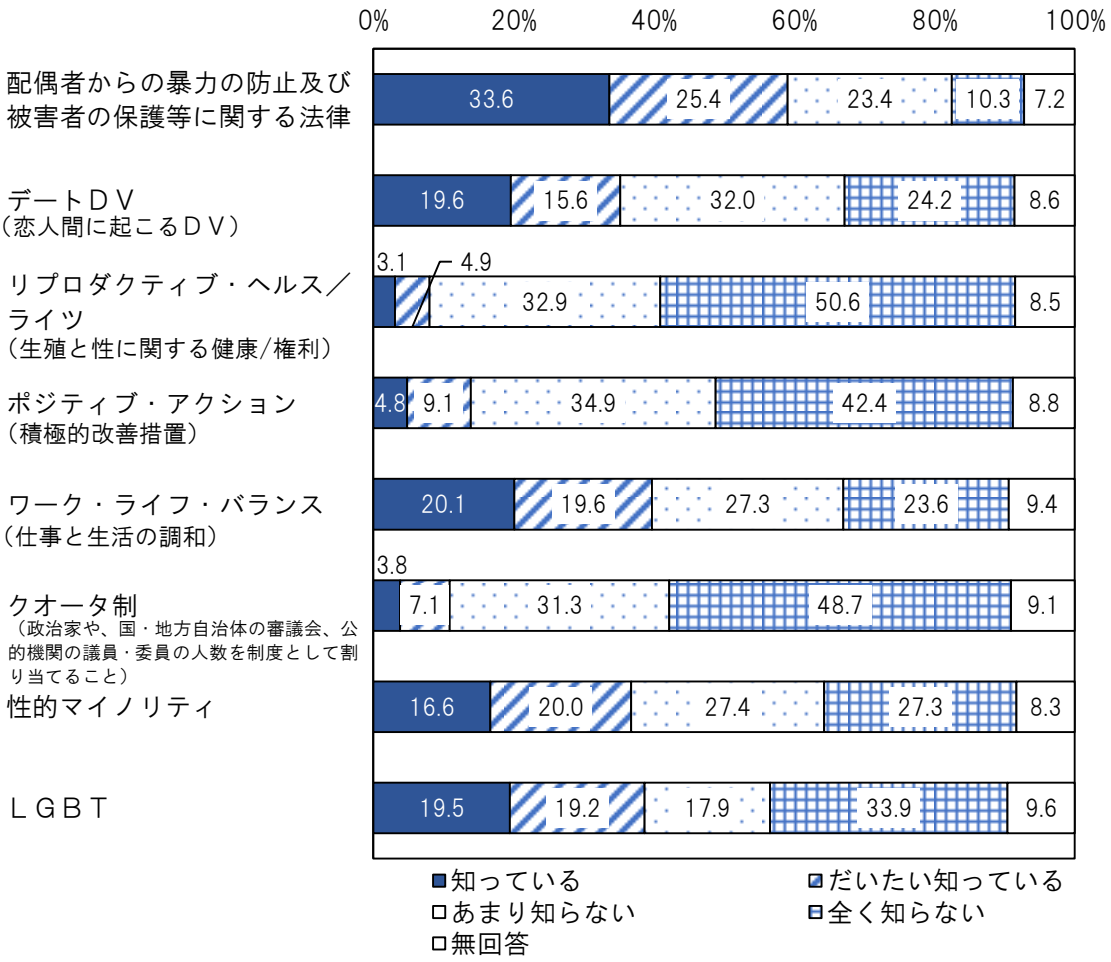

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

８．近江八幡市の課題と行政への期待

（１）男女共同参画発展のため、近江八幡市が取り組むべき課題

・男女共同参画発展のため、近江八幡市が取り組むべき課題については、「保育サービスや、高齢者・介護サービスを充実する」が最も高くなっており、『取り組むべき』（「取り組んでいくべき」と「どちらかといえば取り組んでいくべき」の合計）は92.0%となっています。

【近江八幡市が取り組むべき課題】

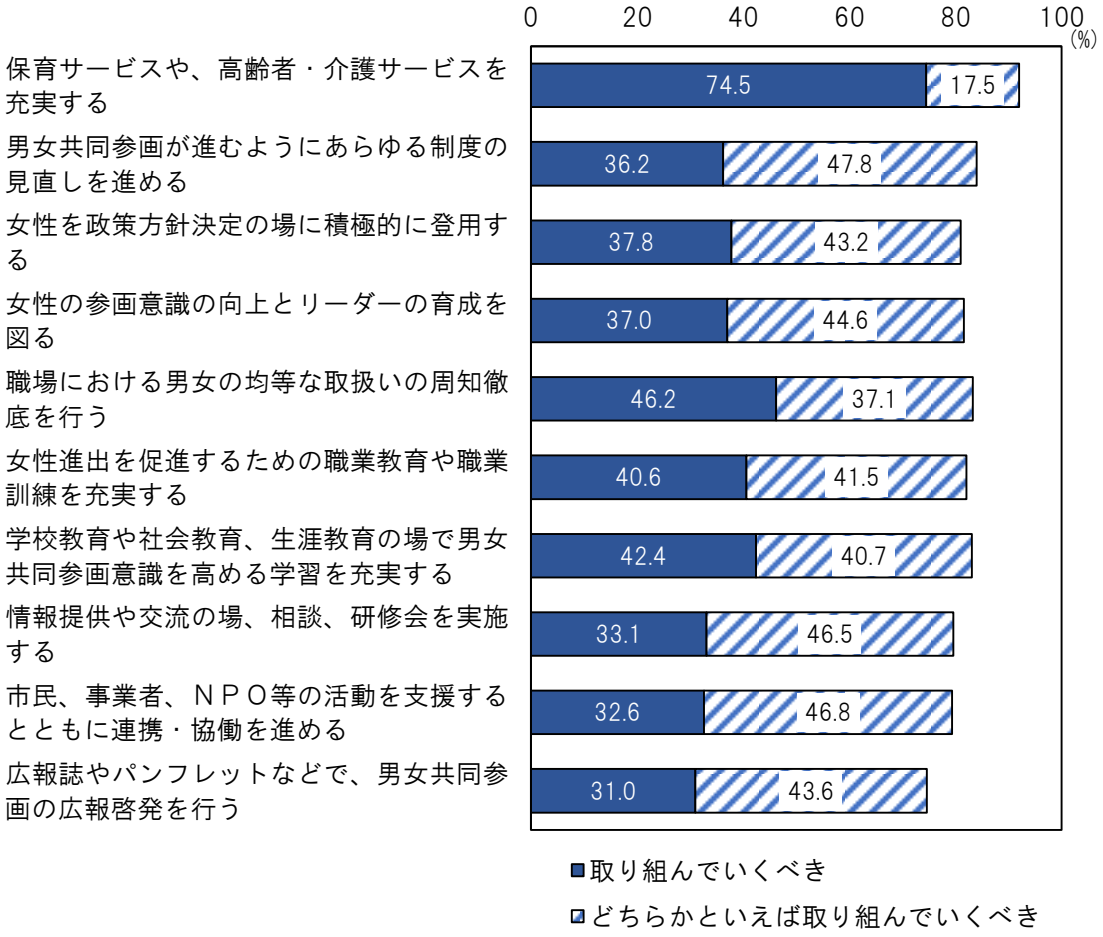

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

（2）「男女共同参画」や「ワーク・ライフ・バランス」の実現のために、行政に期待すること

・事業所における「男女共同参画」や「ワーク・ライフ・バランス」の実現のために、行政に期待することについては、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が48.0%と最も高くなっており、次いで「結婚退職後や育児退職後の再就職及び能力開発の機会をつくる」(22.7%)、「広報紙やパンフレットなどで、事業所の男女共同参画についての啓発を行う」(21.3%)となっています。

【行政に期待すること】

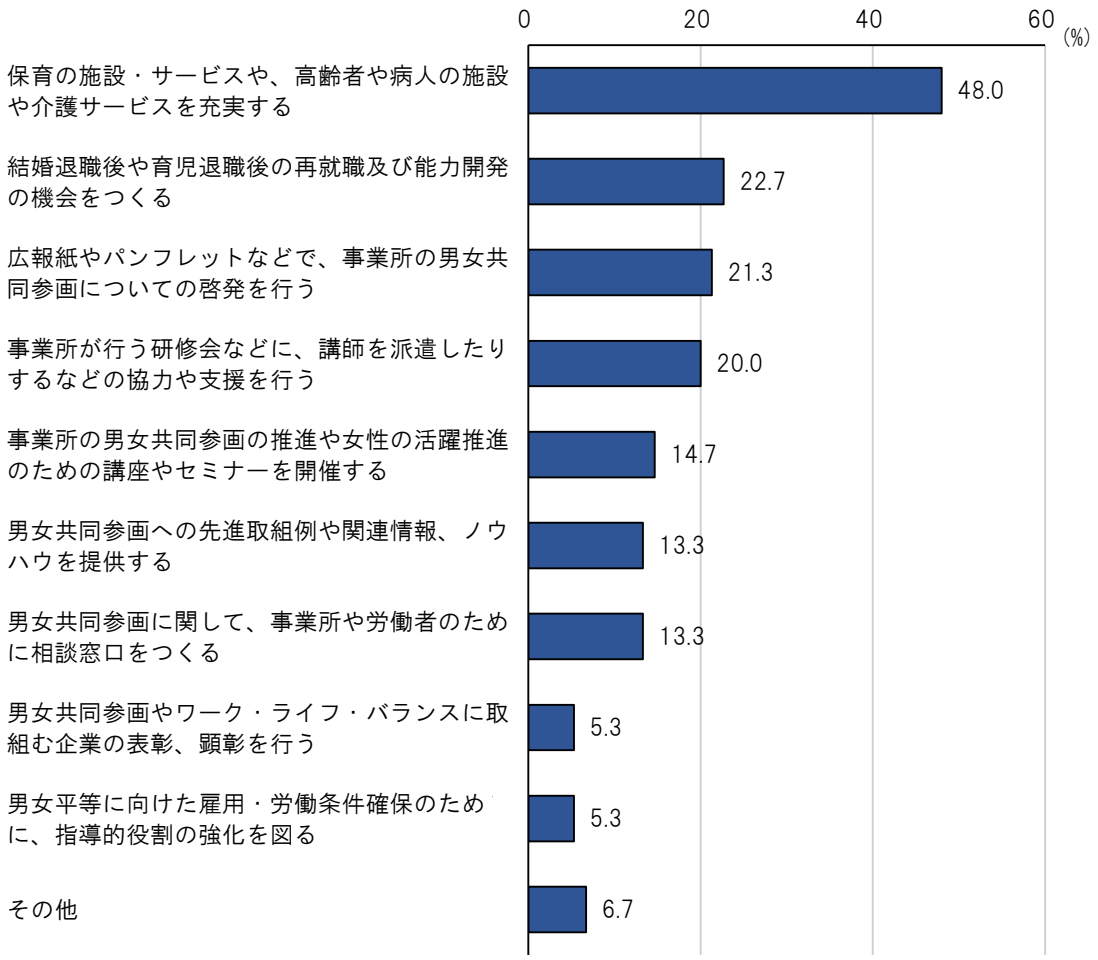

資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

9．2020プランの評価

2020プランでは、計画の進捗管理のため、基本目標ごとに令和２（2020）年度までの目標値を設定しました。下記に2020プランで掲げた目標値に対する達成状況を示しています。

審議会等における女性委員の割合や25～44歳までの女性の労働力率等、年々増加傾向にある項目もありますが、さらなる啓発が必要となる項目もあるため、今後も継続した事業の実施が求められます。

指標	基準値 （平成23年度末）	目標値 （平成28年度） 実績値 （平成28年度）	目標値 （令和２年度） 実績値 （令和２年度）
基本目標Ⅰ　意識づくり			
近江八幡市男女共同参画推進条例の認知度 （市民意識調査より）※調査項目外としたため、実績値なし	―	100% 66.1%	100% ―
性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合 （市民意識調査より）	57.6% （平成22年度）	70% 50.8%	80% 58.3%
「男女共同参画市民のつどい」新規参加者数 ※令和２年度は開催中止のため、実績値なし	100人	125人 155人	150人 ―
基本目標Ⅱ　しくみづくり			
審議会等における女性委員の割合が40～60%である審議会等の割合	4.8%	30% 25.3%	50% 26.7%
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数 （県HP：近江八幡市企業登録数より）	28事業所	50事業所 29事業所	70事業所 33事業所
25～44歳までの女性の労働力率 （国勢調査より）※令和２年度国勢調査結果未集計のため、実績値なし	65.8% （平成22年）	70% 71.9%	73% ―
職場で男女の地位が平等と考える市民の割合 （市民意識調査より）	25.5% （平成22年度）	40% 31.8%	50% 30.6%

指標	基準値 （平成 23 年度末）	目標値 （平成 28 年度） 実績値 （平成 28 年度）	目標値 （令和 2 年度） 実績値 （令和 2 年度）
基本目標Ⅲ　家庭・地域づくり			
女性の代表または副代表のいる自治会の割合	4.2%	10% 8.4%	15% 7.8%
家庭生活で男女の地位が平等と考える市民の割合 （市民意識調査より）	34.3% （平成 22 年度）	50% 42.9%	70% 42.3%
地域社会で男女の地位が平等と考える市民の割合 （市民意識調査より）	35.6% （平成 22 年度）	50% 36.3%	70% 30.8%
基本目標Ⅳ　未来づくり			
教育の場で男女の地位が平等と考える市民の割合 （市民意識調査より）	67.3% （平成 22 年度）	70% 69.4%	80% 61.6%
小中学校における男女共同参画社会づくりのための副読本活用率	83.3% （小学生） 75.0% （中学生）	100% 100% （小学生） 100% （中学生）	100% 100% （小学生） 100% （中学生）

10. 近江八幡市における男女共同参画の現状と課題～市民意識調査の結果から～

（1）各分野での男女平等・男女共同参画意識の浸透

政治の場や社会全体の慣習等をはじめとした様々な分野で男女平等意識の差はみられ、依然として『男性が優遇されている』と感じている方が多い状況です。「男女共同参画」は女性のためだけではなく、全ての人が暮らしやすい社会の実現に向けて必要であることへの理解促進を図るなど、あらゆる分野での意識改革が必要です。

（2）固定的な男女の役割分担意識からの脱却

「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考えについて、おおむね年代が高くなるにつれ、『同感する』の割合が高くなっており、年代別で意識の違いがみられる結果となっています。また、家事・育児・介護等の負担は依然として女性に集中している状況です。年代別での意識差や、家事・育児・介護等の負担についての現状を踏まえ、男性も家事・育児・介護等に積極的に参画するなど、固定的な男女の役割分担意識の解消に向けて、啓発する必要があります。

（3）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

女性の労働力率について、30～39 歳の割合が低くなっていますが、就業の考え方については、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」の回答が多くなっています。仕事と家庭生活の両立支援に向けて、育児・介護休業制度の積極的な活用が期待されますが、全国的にも男性における制度利用の低さが問題となっています。男女に関わらず、気兼ねなく育児・介護休業を取得できる職場環境づくりが重要です。

他方では新型コロナウイルス感染拡大の影響を契機に、在宅ワークをはじめとした働き方について見直しが進んでおり、新たな働き方に関する可能性がもたらされています。こうした社会情勢の変化も踏まえながら、仕事上の責任を果たすとともに、人生の各段階において、一人ひとりの希望する生き方を実現できるよう、各世代に応じた労働環境の整備に向け一層の支援が必要です。

（4）多様性の尊重とあらゆる暴力の根絶

市民意識調査結果では、「性的マイノリティ」・「ＬＧＢＴ※」を『知らない』人が半数以上を占めており、多様な性に関する用語の認知度は低い状況となっています。「ＬＧＢＴ」を含む性的少数者をはじめ、年齢や障がいの有無、価値観等に関する差別・偏見をなくし、共に認め合い、尊厳を持って個人が生きることのできる社会づくりに向けた意識啓発・教育活動の推進が必要です。

また、配偶者等からの暴力については、「相手から何を言われても無視し続ける」・「交友関係や携帯電話を細かく監視する」などの精神的な暴力についての認識が低く、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」についての認知度は６割近くある一方で、「デートＤＶ」については半数以上の人が『知らない』という結果になっています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの暴力の増加・深刻化が懸念されています。多様化する暴力・人権侵害の早期発見・早期対応を含め、あらゆる人権侵害・暴力を未然に防止する取組が必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１．近江八幡市の目指す姿

近江八幡市は、近江盆地のほぼ中央部に位置し、豊かな水をたたえる琵琶湖と西の湖、湖東平野を見下ろす山々からのすばらしい眺望を誇る風光明媚な土地です。そして日本史の中でよく知られた歴史遺産を数多く抱える伝統と文化のまちでもあります。加えて、まちの魅力は、そこに住まう人々が、こうした自然と文化を活かして元気に暮らしていることからも醸し出されます。

私たちのまちは、これまでも、古くから住み続けている人も新しく移り住んだ人も、互いに助け合い暮らしてきました。私たちは、そうした美風をさらに発展させ、市民一人ひとりが男女の分け隔てなく自分の能力を発揮して、老いも若きもそれぞれの個性を輝かせるまち、男女が男性であることや女性であるという以前に、人と人として交流し、互いのふれあいのなかでにぎわいを作り出すまちを築き上げていきます。

そこで、私たちの目指す近江八幡市の姿を「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」とします。

「男女共同参画のまちづくり」のイメージとして、『一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができるまち』、『誰もがあらゆる場面で個性や能力を発揮できるまち』を掲げます。

男女共同参画のまちづくりイメージ

▶**一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができるまち**
▶**誰もがあらゆる場面で個性や能力を発揮できるまち**

～目指す将来像～

一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡

２．基本理念

近江八幡市男女共同参画推進条例に掲げられた基本理念は、市行政をはじめ、市民、事業者の全てが大切にしなければならない男女共同参画推進にあたっての基本的な考え方です。市は、この基本理念に基づき、総合的かつ計画的な推進を図ります。

（１）男女の人権尊重（条例第３条第１号）

人権の尊重は、男女共同参画社会の基礎をなす最も基本的な理念です。

男女共同参画の推進にあたっては、性別による差別的な扱いを受けないように、個人としての尊厳が重んじられ、社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

（２）男女の社会における活動の自由な選択の保障（条例第３条第２号）

社会におけるあらゆる分野において男女の固定的な役割分担を前提とした制度や慣行を、人権尊重の視点に立って見直し、社会的性別（ジェンダー）※に起因する差別のない社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進にあたっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度及び慣行が見直されるように、男女の社会における活動の自由な選択が保障されることが必要です。

（３）政策・方針の立案・決定への共同参画（条例第３条第３号）

活力ある豊かな社会を創っていくためには、男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定の過程に反映されることが必要です。

男女共同参画の推進にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、市の施策及び事業における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保することが必要です。

（４）家庭生活と社会生活の両立（条例第３条第４号）

家事、育児、介護などを互いに協力し合い、また、社会の支援も受けながら、家庭生活と職業や地域活動との両立ができる社会を実現しなければなりません。

男女が家庭において、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たしながら、社会生活における活動を行うことができるようにすることが必要です。

（５）男女の生涯にわたる健康な生活の推進（条例第３条第５号）

妊娠や出産など性と生殖に関わることを尊重しながら、男女が、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができる社会を実現しなければなりません。

男女が対等な関係のもとに、互いの性についての理解を深めるとともに、安全な妊娠または出産について双方の意識が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることが必要です。

（６）男女間におけるあらゆる暴力の根絶（条例第３条第６号）

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重される関係を築くことが前提となります。身体的、精神的な暴力は、人権を著しく侵害するものであり、被害を受けた人に深刻な影響を与える重大な問題です。

男女共同参画の推進にあたっては、セクシュアル・ハラスメント※及び配偶者等からの暴力をはじめ、男女間におけるあらゆる暴力が人権侵害または犯罪であるとの認識のもと、その根絶を目指すことが必要です。

（７）国際的な協調と外国人住民への理解（条例第３条第７号）

男女共同参画の推進は、国際社会が取り組む事業の一つです。

男女共同参画の推進にあたっては、国際的な協調精神のもとで、外国人住民への理解に努めることが必要です。

３．計画の体系

めざす姿　**一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡**

【基本目標Ⅰ】
一人ひとりの人権を尊重する意識づくり

重要課題１　男女共同参画に関する学習機会の充実

①生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進

重要課題２　男女共同参画を推進するための広報・啓発活動

①男女共同参画のための広報・啓発活動の推進
②家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発

重要課題３　保育・教育の場における男女共同参画への配慮

①学校等における男女共同参画教育の充実
②保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ

重要課題４　多様な価値観や生き方の理解促進

①人権を尊重する社会づくりのための意識啓発
②国際的な取組との協調

【基本目標Ⅱ】
誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり

重要課題１　政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

①審議会等への女性の登用
②企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画促進

重要課題２　働く場での男女共同参画の推進

①多様な生き方や能力を発揮するための支援
②女性の就労支援、女性の管理職登用に向けた事業所への啓発
③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり
④女性の創業に向けた支援

【基本目標Ⅲ】
誰もが安心して暮らせる
仕組みづくり

重要課題１　あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

①暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成

②暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援

重要課題２　男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

①各種相談体制の整備・充実

②多様な性の尊重と生涯にわたる健康支援

【基本目標Ⅳ】
ともに担い支えあう
家庭・地域づくり

重要課題１　子育て・介護に係る支援施策の充実

①家庭での子育て支援

②地域ぐるみの子育て支援

③介護負担を軽減する支援

重要課題２　地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大

①男女共同参画で取り組む地域活動の推進と支援

②まちを守り、育てる諸活動における男女共同参画の推進

重要課題３　防災分野での男女共同参画の推進

①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

【推進体制】
計画推進のための
基盤の強化・充実

重要課題１　庁内推進体制の整備、強化

①職員配置での男女共同参画の推進

②庁内組織の整備

③計画推進のための人材育成

④国・県・他市町、関係機関との連携

重要課題２　計画の進捗管理及び評価

①計画の進捗管理・評価体制の整備

重要課題３　市民、関係団体との協働

①市民、関係団体との協働体制づくり

②市政への意見の反映

第４章　施策の展開

基本目標Ⅰ　一人ひとりの人権を尊重する意識づくり

現状と課題

市民意識調査結果をみると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、『そう思わない』が半数以上を占めている一方で、『そう思う』という回答も３割を超えています。加えて、男女の平等感については、特に「政治の場」や「社会全体のしきたり・慣習・通念など」で『男性が優遇されている』と感じる割合が高くなっています。また、性別ごとにみると、各分野において女性は、男女が「平等である」と感じる割合が男性より低くなっており、性別で意識の違いがみられます。加えて、平等感については年代でも違いがみられ、おおむね年代が上がるにつれて、『男性が優遇されている』という回答が多くなっています。

男女共同参画の推進の土台として、このような固定的な性別役割分担意識を改め、性別に関係なく一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画についての正しい知識やその必要性を理解することが必要です。

また、「ＬＧＢＴ」等の性的指向・性自認に関すること、高齢であること、障がいがあること、外国人であること等を理由とした偏見・差別をなくし、多様性を尊重することも必要です。

市民が一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画の意識を高めるために、各年代に応じた広報・啓発活動や学習機会の提供等を推進していくことが重要です。

重要課題

一人ひとりの人権を尊重する意識づくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題１　男女共同参画に関する学習機会の充実
重要課題２　男女共同参画を推進するための広報・啓発活動
重要課題３　保育・教育の場における男女共同参画への配慮
重要課題４　多様な価値観や生き方の理解促進

目標値

指標		基準値（令和２年度）	目標値（令和 12 年度）
1	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合（市民意識調査）	58.3%	80%
2	男女共同参画に関するイベントへの参加者数	―	200 人

重要課題１　男女共同参画に関する学習機会の充実

施策の方向①　生涯学習・社会教育における男女共同参画

生涯学習・社会教育において、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重して男女平等や相互理解を推進するとともに、性別役割分担意識や男性らしさ・女性らしさ等のステレオタイプ※な考え方に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を目指します。

また、市民意識調査結果では、年代ごとに平等感の意識に違いがみられるため、各年代に応じた人権・男女共同参画に関する学習内容を検討する必要があります。また、学習機会の提供方法についても、時間や場所を選ばないオンライン形式での開催等、各年代に応じた効果的な開催方法を検討します。

施策・事業		施策の内容	担当課
1	学習機会の提供・充実	男女共同参画に関しての理解や、性別に関するステレオタイプな考え方の解消に向けて男女共同参画に関するイベントや、住みよいまちづくり推進講座の開催など、学習機会を提供します。また、各年代に応じた学習内容やオンラインの活用など、開催方法について検討します。	人権・市民生活課 生涯学習課
2	教育・学習の場に参加できるようにするための環境の整備	働く男女や子育て中の親などを含めて、あらゆる人が生涯学習や社会教育の場に参加しやすいように、開催日程や開催方法（オンラインの活用を含む）、会場、一時保育実施などの配慮や工夫をします。	全課

重要課題２　男女共同参画を推進するための広報・啓発活動

施策の方向①　男女共同参画のための広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」や各種イベント等の様々な機会や、広報紙、ホームページ、パンフレット、ケーブルテレビ、ＳＮＳなど多様な媒体を通して、啓発・広報活動を推進します。また、滋賀県の情報や事業所向けの情報なども提供できるよう、幅広く情報収集に努めます。

また、近年の急速な情報通信技術の進展により、日々多くの情報が発信される中、人権問題や男女共同参画の観点からも、メディア・リテラシー※の向上が非常に重要です。本市においても、性別の固定観念にとらわれない、多様なイメージを社会に浸透させるため、市の刊行物をはじめとする多様な広報媒体において、男女平等及び人権尊重の視点に立った表現の推進に努めるとともに、社会教育や学校教育においてメディア・リテラシーの育成・向上を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
3	男女平等意識を高めるための啓発活動や広報、情報提供の積極的な展開	広報紙やパンフレット、ＳＮＳ等の多様な媒体やイベントを通じ、市民や事業者に向けて、市の男女共同参画に関する取組や男女共同参画推進について啓発します。	秘書広報課 人権・市民生活課
4	男女共同参画に関する調査・研究・情報収集	男女共同参画に関する政策事例等について資料や情報を収集、研究するとともに、市民や事業者が活用できるように情報提供を行います。 また、市民意識や実態を把握するため、計画改定時には市民意識調査を実施し、計画の見直しや施策の推進に活用します。 併せて、市民が担う男女共同参画推進員の研修会において、推進員への情報提供を行い、各自治会での男女共同参画推進を支援します。	人権・市民生活課
5	市の刊行物等の男女平等の視点に立った表現の推進	市の刊行物の内容や表現が男女の固定的な性別役割分担意識や性差別を助長することのないように、点検します。	秘書広報課 全課
6	メディア・リテラシーの向上	社会教育や学校教育などを通じて、メディアによる情報を主体的に読み解き、活用できる能力の向上を目指します。また、インターネットやＳＮＳの正しい使い方や実際のトラブル事例等についても啓発する講座等を開催し、人権意識の向上につながるよう努めます。 関係機関や青少年育成市民会議などの団体と連携して、有害図書・ビデオ・ビラ等の氾濫を防止するための啓発・広報を進めます。	学校教育課 生涯学習課 人権・市民生活課

施策の方向②　家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発

市民意識調査結果をみると、家庭生活における役割分担は主に女性が担っている一方で、自治会・町内会活動等の地域活動については主に男性が担っている結果となっており、家庭・地域における参画には性別による偏りがみられます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、女性だけでなく、男性も含めた働き方の見直しや、子育て・介護等において男女が公平な立場で参画し、共に協力し合う関係の構築に向けた意識啓発を行います。また、人生 100 年時代の到来を見据え、キャリア選択の学び直しなど、あらゆる人が充実した人生を送るための支援を行います。

施策・事業		施策の内容	担当課
7	ワーク･ライフ･バランスの実現に向けた意識啓発	家庭や地域、職場それぞれの分野において、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識できるよう、パンフレットやチラシ、ホームページ、ＳＮＳ等による啓発を行います。 また、キャリア形成や仕事と子育ての両立に関する市民向けのセミナー、先進的な取組をしている企業事例の紹介を目的とする事業者向けのセミナー等を実施します。	人権･市民生活課 商工労政課
8	家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供	「男は仕事、女は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭生活を男女が共に担う意識啓発や学習機会の提供に努めます。 また、「子育てフェスタ」等、家族で参加できる講座の実施やＰＴＡ等と連携した情報発信等を行います。	人権･市民生活課 生涯学習課 学校教育課 子ども支援課
9	男女による地域参画の意識啓発	男女にかかわらず、一人ひとりが地域を支える一員であることの自覚を促し、市民の活動や交流を男女が対等な立場で共に支えるという意識啓発を進めます。 また女性の役員への参画促進や、地域活動への参加促進の工夫など、女性の参画に関する好事例の紹介等を行います。	人権･市民生活課 生涯学習課
10	男女による介護参画の意識啓発	介護に関する講座等を開催し、介護は、男女が共に担うという意識啓発を進めます。	生涯学習課

重要課題３　保育・教育の場における男女共同参画への配慮

施策の方向①　学校等における男女共同参画教育の充実

子どもの成長発達過程において、適切な男女平等教育や人権の尊重についての教育を行います。固定的な性別による偏った考え方や思い込みにとらわれず、様々な生き方を認め合い、かつ、主体的に選択できるよう、乳幼児期からの教育と指導により、柔軟で差別意識のない共生社会における男女共同参画教育を充実します。

施策・事業		施策の内容	担当課
11	発達段階に応じた学習指導の充実	乳幼児期から発達段階に応じて、体系的に男女平等と男女の人権の尊重や多様な性についての教育を推進します。 学校等での教科指導、生活指導、進路指導など学校教育全体を通じて、男女共同参画の重要性をはじめ、様々な働き方・学び方・生き方を認め合い、かつ、主体的に選択できるよう、啓発を行います。	幼児課 学校教育課
12	副読本の活用	県等が発行する副読本等を活用し、男女共同参画推進にかかる教育の充実を図ります。	学校教育課
13	性の多様性に配慮した環境の整備	教育の場においても、性の多様性に配慮した環境整備に努めます。	学校教育課 幼児課

施策の方向②　保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ

子どもだけでなく、保護者においても、性別におけるステレオタイプな考え方やアンコンシャス・バイアスを認知・理解し、子どもの多様な生き方の支持につなげていけるよう、懇談会や講演会などを通じて、人権や男女共同参画の考え方を啓発します。

施策・事業		施策の内容	担当課
14	保護者への意識啓発	男女平等と男女の人権の尊重について、懇談会や講演会などの学習する場・意見交換する場を設置するとともに、ＰＴＡ等を通じて情報提供を行います。 また、父母共に積極的に参加してもらえるよう、内容を検討します。	幼児課 学校教育課

重要課題４　多様な価値観や生き方の理解促進

施策の方向①　人権を尊重する社会づくりのための意識啓発

ＬＧＢＴ等の性指向や性自認に関わること、高齢であること、障がいがあること等による偏見や差別をなくし、多様な価値観や生き方を認め合える社会を目指して、意識啓発・教育活動を推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
15	多様な性のあり方の尊重	全ての人が基本的人権を尊重されるべきという観点から、性的少数者であることを理由にその権利が侵害されることがなく、性の多様性を認め合える社会づくりのために広報、学習機会の提供を充実します。 また、自らの性指向や性自認を大切にし、他者の性も尊重できるように、小・中学校での教育活動を進めます。	学校教育課
16	性指向や性自認に関する相談支援の充実	性指向や性自認について、悩みを抱える人を対象とした、相談窓口の紹介等の支援を行います。	人権・市民生活課
17	高齢者、障がい者等の人権の尊重	一人ひとりが社会の構成員として、社会とのつながりを持ちながら充実した生活を送れるよう支援するとともに、幅広い年代層への研修会・講演会等を実施し、高齢者・障がい者への理解を促進します。 また、認知症等による判断能力が低下した人の権利擁護のため、成年後見制度の積極的な活用に努めます。	障がい福祉課 長寿福祉課

施策の方向②　国際的な取組との協調

外国人であることを理由とした偏見・差別等の解消に向け、異文化への理解を促進し、人権意識を育てるなど学習機会を充実します。加えて、言語・文化等の違いによる孤立等を解消するための支援も充実させます。また、ＳＤＧｓをはじめとする世界的な男女共同参画の潮流を把握し、本市の施策等にも反映します。

施策・事業		施策の内容	担当課
18	異文化理解や国際的な人権感覚の育成	各学区への国際理解を深めるための講座等の学習機会の拡充や、市民や市民活動団体が行う男女共同参画に関する国際交流活動や国際協力を支援します。また、新たに転入等をした外国人住民に対する、各交流事業への参加促進に努めます。	まちづくり協働課

基本目標Ⅱ　誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり

現状と課題

近年、女性活躍推進に向け様々な取組が進められていますが、市民意識調査結果をみると、日常の家庭生活における主な役割分担では、全ての項目で女性の負担が男性を上回っており、家事・育児・介護等において、現状、主に女性が負担している状況となっています。また、女性の社会参画のための必要な条件が十分に整っていないと回答している人が６割以上となっています。

性別に関わらず、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために、様々な分野における男女共同参画をさらに拡大していくことが重要です。政策・方針決定の場における女性の登用の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を一層推進していくことが求められます。

重要課題

誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題１　政策・方針決定の場への女性の参画の拡大
重要課題２　働く場での男女共同参画の推進

目標値

指標		基準値（令和２年度）	目標値（令和 12 年度）
1	審議会等における女性委員の割合が 40～60%である審議会等の割合	26.7%	50%
2	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数（近江八幡市企業登録数）	33 事業所	70 事業所
3	25～44 歳までの女性の労働力率（国勢調査）	―	73%
4	職場で男女の地位が平等と考える市民の割合（市民意識調査）	30.6%	50%
5	女性が１人もいない審議会	8 件	0 件

重要課題１　政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

施策の方向①　審議会等への女性の登用

あらゆる分野において、男女が共に参画することは、豊かで活力ある持続可能な社会に寄与することから、性別や配属、肩書きなどにとらわれず、積極的に幅広い人材の採用・登用に努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	人権・市民生活課 全課

施策の方向②　企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画促進

豊かで活力ある持続可能な社会の実現に向けて、企業・各種団体に対する女性の参画拡大を促進するための広報・啓発活動を実施します。また、依然として本市における自治会の女性の参画人数が少ないことから、自治会において男女共同参画への理解を深めるための研修等を実施します。

施策・事業		施策の内容	担当課
20	事業所に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報提供と啓発	誰もが働きやすい社会の実現に向け、オンラインの活用をはじめとした仕事と家庭生活の両立を踏まえた働き方や、女性の登用を図るための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性について、講演会・セミナー（オンライン含む）等を通じて、事業所や、その事業主などのトップ層への啓発に努めます。	商工労政課
21	各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけ	各種団体や地域活動団体等において、方針決定の場への女性参画が進むよう、関係機関と連携を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消や女性登用について働きかけます。 また、自治会に設置している男女共同参画推進員による研修会を実施し、女性参画の重要性について理解を促進します。	まちづくり協働課 人権・市民生活課

重要課題２　働く場での男女共同参画の推進

施策の方向①　多様な生き方や能力を発揮するための支援

性別に関係なく、全ての人が生き生きと働くことができる環境づくりに向けて、一人ひとりの能力を生かした仕事や人事制度を構築するダイバーシティ・マネジメント※の考えに基づき、権限移譲（エンパワーメント※）、就業条件、雇用環境の適正化の整備を推進し、また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※だけでなく、育児休業を取得する男性に対して嫌がらせを行うパタニティ・ハラスメント※等を含め、様々なハラスメントの防止にむけた啓発活動を進めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
22	労働に関する法制度等の周知	女性労働者が男性労働者と均等な雇用機会と待遇の平等を保障され、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、労働者に対して「改正男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの法律の一層の周知を図ります。 パートタイム労働者や派遣就業者の処遇と労働条件の向上のため、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」や人材派遣にかかわる法律、指針の周知を図ります。 また、在宅で働く人の権利が守られるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図ります。	商工労政課
23	働く場での意識改革の推進	商工会議所・商工会との連携や、「企業内人権問題研修窓口担当者設置事業所」への情報提供の機会などを活用して、働く場での男女平等を進めるため、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。	商工労政課
24	様々なハラスメント防止に対する取組の充実	関係機関と連携しながら、研修会をはじめ、あらゆる機会を通じて様々なハラスメント防止に向けた啓発に努めます。 また、ハラスメントに関する相談担当者の設置について事業所等に働きかけるとともに、県及び市などの公共機関の相談窓口について市民への周知を図ります。	商工労政課 人権・市民生活課
25	「農山漁村女性の日」（３月 10 日）の活動を通じての社会的機運の醸成	農山漁村女性が農林水産業の重要な担い手であることを正しく認識し、適正な評価への社会的機運を高め、農山漁村女性の社会参画を支援します。	農業振興課

26	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産業や商工自営業等に従事する女性がもてる能力を十分に発揮でき、男性と対等に経営や地域づくりに参画できるよう、就業環境や就業条件の改善を図るための情報提供や啓発を進めます。	農業振興課 商工労政課

施策の方向②　女性の就労支援、女性の管理職登用に向けた事業所への啓発

働きたい女性が個々の希望やライフスタイルに応じた就労を実現できるよう、就労に関する各種情報の提供を行うとともに、女性の就労に関する様々な支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」（滋賀県立男女共同参画センター内）等との連携を強化します。また、働きたい女性のエンパワーメントを目的にキャリアカウンセリング※等の相談事業を実施するとともに情報提供に努め、職場において管理職や役員として能力の発揮ができるよう事業所に対し積極的に働きかけます。

施策・事業		施策の内容	担当課
27	女性の就労に関する様々な情報提供	滋賀マザーズジョブステーションやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、女性のための就労に関する情報提供を行います。また、起業や創業の支援に向けては、コミュニティビジネス※やＮＰＯ※設立、ＳＯＨＯ※に関する研修会等の情報提供や相談を実施していきます。 また、周知にあたり、定期的な行政番組や自治会の回覧での広報等、多様な媒体の活用に努めます。	商工労政課
28	キャリアカウンセリング等の相談事業	様々なライフステージにいる各々の女性のケースに応じて、専門のキャリアコンサルタントによるキャリアプランの作成助言や労働に関する悩みの相談を行うキャリアカウンセリングを実施します。また、周知にあたり、定期的な行政番組等での広報に努めます。	商工労政課
29	女性の管理職登用の推進	管理職として経験や能力が十分に発揮できるよう資質向上のための学習の場の提供を積極的に行うよう事業所に働きかけるとともに、女性活躍に関する事例紹介等を行う講演会・セミナー等を実施します。	商工労政課

施策の方向③　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり

男女が共に仕事と生活の調和を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労環境づくりを促進します。育児・介護のための制度や規定の導入をより一層推進し、心身の健康を保つため過労を防止し、ライフステージに見合った多様な働き方が選択できるように、事業所等に対して普及と啓発を行います。また、テレワークの導入やオンラインの活用等、多様で柔軟な働き方に向けた啓発、支援を行います。

施策・事業		施策の内容	担当課
30	育児・介護のための休業取得の男女平等の推進	事業所に対し、「育児・介護休業法」の周知を図るとともに、女性だけでなく男性においても育児・介護休業の取得率を高めるため、チラシ・パンフレット等で啓発を行います。 併せて、取得後、復帰しやすい職場環境づくりに努めるよう働きかけ、「両立支援等助成金」などの情報提供を通じて支援します。 また、取得等を理由に解雇や不利益な扱いが行われないよう、「改正男女雇用機会均等法」の周知を図ります。	商工労政課
31	過労働の防止	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、事業所に対し、働く男女が仕事と家庭やその他の生活を調和させ、希望する生き方ができるよう、労働時間や年次有給休暇の取得だけでなく、特別休暇、メンタルヘルス対策 、育児・介護支援といったワーク・ライフ・バランス推進の取組についても啓発します。	商工労政課
32	多様な就業ニーズへの対応	短時間勤務制度やフレックスタイム制など、多様な働き方に関する情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。	商工労政課
33	テレワークの活用促進に向けた啓発	仕事と生活の両立を進める手法の１つとして、テレワーク導入促進の啓発に努めます。	商工労政課

施策の方向④　女性の創業に向けた支援

女性の活躍推進に向けた支援体制を整備するため、創業を志す女性に向けた講座や交流の場、ロールモデルの情報提供などを行います。

施策・事業		施策の内容	担当課
34	創業に向けた講座や交流の場の充実	創業しようとする女性に対し、関係機関と連携を図りながら学習の場や創業に関する情報、ロールモデルについての情報提供を行います。	商工労政課

基本目標Ⅲ　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

現状と課題

市民意識調査結果をみると、配偶者・パートナー・恋人などからの「相手から何を言われても無視をし続ける」、「交友関係や携帯電話を細かく監視する」等の精神的な暴力について、暴力であるという認識が低い状況となっています。また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見聞きした際に、「支援を求めることができなかった」という回答が最も高くなっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、精神的な暴力も含め、家庭内の暴力増加が懸念されており、非常時においても機能する相談支援手法の確立が課題です。

ＳＮＳなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴う言葉の暴力等、多様化する暴力の形態について、重大な人権侵害であるという認識を共有し、暴力根絶に向けた基盤づくりの強化を図る必要があります。

重要課題

誰もが安心して暮らせる仕組みづくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題１　あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

重要課題２　男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

目標値

指標		基準値（令和２年度）	目標値（令和 12 年度）
1	デートＤＶの認知度（市民意識調査）	35.2%	70%
2	男女間の暴力に関する相談先をひとつも知らない人の割合（市民意識調査）	10.5%	0%

重要課題１　あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

施策の方向①　暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成

あらゆる形態の暴力やハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発活動を推進します。配偶者等からの暴力をはじめ、性犯罪や虐待等の防止のため、個人や家庭の問題として見過ごされないよう、学校や企業等を対象とした啓発や学習機会を提供します。女性、子ども、高齢者、障がい者、性指向・性自認等に対する差別や暴力、ハラスメントの実態や問題点を啓発し、未然に防止するとともに、あらゆる犯罪防止に向け、警察と連携した取組を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
35	暴力及びハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発	女性、子ども、高齢者、障がい者、性指向・性自認などに対する差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められるよう、啓発活動を進めます。 また、精神的・経済的な暴力やデートＤＶなど様々な暴力の形態について、周知に努めます。	人権・市民生活課 子ども支援課 学校教育課
36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「ＪＫビジネス」問題※等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	健康推進課 子ども支援課 人権・市民生活課 長寿福祉課 障がい福祉課
37	犯罪防止に向けた情報提供の充実	警察と連携した「近江八幡タウンメール」での不審者情報の発信など、犯罪防止に向けた情報提供の充実を図ります。 また、多くの方に利用してもらえるよう、他課と連携し、利用者の増加に努めます。	人権・市民生活課

施策の方向②　暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援

暴力やハラスメント等の被害にあった際に、迅速かつ適切な支援を行えるよう、相談機関、支援機関の広報・啓発活動に努めます。また、暴力やハラスメント等の被害者が、さらなる被害に遭うことのないように、被害状況に配慮しながら、自立生活の回復に向けた相談や支援を行います。

また、被害者が自身の状態や不安について、相談しやすい体制づくりの構築に向け、県や、警察、関連する諸機関とのネットワークづくりを進め、総合的な支援体制の整備に努めます。併せて、新型コロナウイルス感染症をはじめとした非常時においても相談できる手法を検討します。

施策・事業		施策の内容	担当課
38	暴力及びハラスメントに関する相談先の広報・啓発	多様な媒体を活用し、暴力やハラスメント等の被害にあった際の相談窓口について、周知に努めます。	人権・市民生活課
39	暴力及びハラスメント被害者に対する相談、支援体制の充実	被害者の心身の状況に十分に配慮し、回復するための支援を進めるとともに、被害者がさらなる被害（二次被害）に遭うことのないよう、相談しやすい体制の整備を図ります。 また、被害者に対して支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	人権・市民生活課 子ども支援課
40	配偶者等からの暴力及びハラスメント等被害者に対する相談、支援体制の充実	県や警察、病院、関係諸機関等と連携した支援ネットワークづくりを進め、相談、一時緊急保護などトータルな支援体制の整備に努めます。	子ども支援課
41	新たな相談手法の検討	非常時においても、暴力・ハラスメントに関する相談ができるよう、電話相談やメール、ＳＮＳ等を活用した相談手法を検討します。	子ども支援課 人権・市民生活課

重要課題２　男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

施策の方向①　各種相談体制の整備・充実

各種の相談が必要な市民の属性を想定し、窓口や体制を整備するとともに、専門分野の担当や相談員、機関からの相談が受けられるよう、連携を強化し包括的な支援体制を構築します。本市の分野別関連計画とも併せて、子どもやその保護者、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが相談しやすい体制づくりを強化し、対応についても充実します。

施策・事業		施策の内容	担当課
42	子育てに関わる相談体制の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、育児不安等の軽減を図るため、利用者支援事業、教育相談室等、身近な場で相談や情報が得られるよう支援します。複雑化・複合化した相談内容については、関係各課との連携により、包括的な支援を実施します。	子ども支援課 健康推進課 学校教育課
43	高齢者に関する相談体制の充実	相談体制の強化に向け、全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう研修を行うとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。 また、専門的な相談に対応できるよう窓口相談の専門職員の配置に努めます。	長寿福祉課 介護保険課 保険年金課
44	障がい者に関する相談体制の充実	経済的問題や生活問題、心配ごと、様々なハラスメントに関して、相談しやすい体制を充実し、障がい者本人だけでなく、家族に対しても支援します。 また、様々な相談に対応できるよう、性別に偏らない相談員の配置に努めます。	障がい福祉課
45	外国人住民に関する相談体制の充実	外国人住民への多言語での情報提供及び日常の悩みや暴力に関する相談窓口を充実します。 また、窓口等におけるやさしい日本語の普及や、通訳・自動翻訳機による多言語への対応に努めます。	まちづくり協働課

施策の方向②　多様な性の尊重と生涯にわたる健康支援

男女共同参画の観点から、一人ひとりの市民の生命の尊厳を守るため、多様な性と生殖に関する健康意識を啓発します。生涯にわたる健康支援に向け、正しい知識を学習する機会を提供するとともに、性差やライフステージに応じた啓発や健康管理の実践を推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
46	多様な性に関する学習機会の充実	男女が共に心と身体の健康について正しい知識を身につけるため、多様な性と生殖に関する健康についての学習機会の充実を図ります。また、命の大切さを学ぶ機会を提供します。 学校においては、外部講師による指導だけでなく、教員が主体的に授業を展開できるように、指導計画の見直しを行います。	健康推進課 学校教育課
47	年齢に応じた健康に対する啓発	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、それぞれの時期に応じた疾病などについて健康診査や相談を充実するとともに、健康、体力づくりの啓発と事業を通して自己管理意識を高めていきます。併せて、心の健康問題や生活習慣病予防への対策を充実します。 また、あらゆる人がスポーツに親しむ環境づくりなど、スポーツ活動の推進に努めます。	健康推進課 総合医療センター 学校教育課 生涯スポーツ課

基本目標Ⅳ　ともに担い支えあう家庭・地域づくり

現状と課題

市民意識調査結果をみると、家事・子育て・介護などでは主に女性が担っている一方で、自治会・町内会の会合などの地域活動ではおおむね男性が担うことが多い状況です。地域活動に女性リーダーが少ない理由としては、「これまでの慣習やしきたりで、リーダーには男性が就任してきたから」、「女性は責任のある役を引き受けたがらないから」、「女性は家事や仕事で忙しいから」といった回答が多くなっています。

他方では、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク導入やオンライン活用といった働き方の見直しが行われているとともに、地方移住への関心も高まっています。こうした意識と行動の変化をふまえ、地方との関わりを希望する女性の受け入れなど、多様な生き方を支えるための環境整備が重要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現や活力ある地域社会の構築のために、家庭・地域における男女共同参画は重要です。男女がともに公平な立場で参画できる家庭・地域づくりに向けた取組を一層推進する必要があります。

重要課題

ともに担い支え合う家庭・地域づくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題１　子育て・介護に係る支援施策の充実
重要課題２　地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大
重要課題３　防災分野での男女共同参画の推進

目標値

指標		基準値（令和２年度）	目標値（令和 12 年度）
1	女性の代表または副代表のいる自治会の割合	7.8%	15%
2	家庭生活での男女の地位が平等と考える市民の割合（市民意識調査）	42.3%	70%
3	地域社会での男女の地位が平等と考える市民の割合（市民意識調査）	30.8%	70%

重要課題１　子育て・介護に係る支援施策の充実

施策の方向①　家庭での子育て支援

子育てについて、男女が共に産み育てられるような啓発と支援を行います。とくにプレママ、プレパパのための出産前レッスンの機会等を設け、男性の育児休業取得を含め、男女ともに子育てに前向きに取り組むための有効な情報提供や講習を実施します。さらに、子ども・子育て支援の観点からも、児童・生徒が乳幼児とのふれあい体験をもてるような機会を提供し、早期から子どもを産み育てることへの喜びや楽しみを感じられるよう啓発を進めます。また、ひとり親家庭に配慮した取組を推進し、経済的、精神的な負担感の軽減に向けて支援します。

施策・事業		施策の内容	担当課
48	男女の育児学習の推進	出産前から父親と母親が共同で出産や育児に取り組めるよう、レッスン教室の開催などを充実し、両親が参加できるような開催方法を検討します。 また、中学生の「幼児ふれあい体験」等を通じて、男女とも早い段階から乳幼児に接する機会を提供します。	健康推進課 学校教育課
49	ひとり親家庭への支援	経済的・精神的に負担の大きい母子・父子家庭などが生活基盤の安定を図り、仕事・子育てともに充実した生活を営むことができるよう相談支援体制を強化するとともに、児童扶養手当をはじめとした経済的支援の確実な実施に努めます。	子ども支援課

施策の方向②　地域ぐるみの子育て支援

仕事生活と家庭生活を両立しながら、男女が共に子育てに前向きに取り組めるよう、子育て支援サービスの充実や、地域における身近な保護者の交流の場の確保に努めます。また、子育て援助のニーズに対応できるような体制の構築にも努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
50	多様な子育て支援サービスの充実、体制の整備	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、居宅サービスや保育サービスの充実を図り、子育ての援助を受けたい人のニーズに対応できる体制の構築に努めます。 また、育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」の調整を行う、ファミリー・サポート・センター事業の新規会員確保に向けた広報に努め、多様なネットワークを拡充できるよう支援します。	子ども支援課 幼児課 全課
51	保護者の交流の場の提供	地域の身近な場所において保護者の交流の場を設け、情報交換、地域での支え合いを促進し、子育ての不安解消に繋げられるよう支援します。 また、新規利用者を増やすために、ホームページ、ＳＮＳ等を使った多様な媒体での広報に努めます。	子ども支援課

施策の方向③　介護負担を軽減する支援

介護者が介護により希望する生き方を諦めるのではなく、両立していけるよう、介護者支援や介護サービスの充実を図り、介護の負担軽減に努めます。また、核家族化の進行等の社会環境の変化による、地域でのつながりの希薄化が課題となっています。地域で介護者が孤立化しないよう、情報交換の機会づくり等、つながりの場の提供に努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
52	介護サービスの充実と情報提供	「第８期近江八幡市総合介護計画」に基づいて、男女高齢者のそれぞれの身体的特徴や社会的状況に配慮した介護予防、介護サービスの充実を図ります。 また、介護保険制度や介護保険サービスについての理解促進に向けた情報提供を行います。	介護保険課
53	介護者支援の充実	介護者等が悩みや困ったことを相談し、助け合うことができる交流の場を確保し、充実させていくことで、介護を行う家族の孤立を防ぎ、精神的な支えと休息する機会を提供します。 また、介護者支援に取り組む団体等の活動情報を介護者へ提供するなど、介護者支援の充実を図ります。 交流の場などへの参加者を増やすため、介護者のニーズを把握しながら、より良い介護者支援・つながり構築に向けて取り組みます。	長寿福祉課

重要課題２　地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大

施策の方向①　男女共同参画で取り組む地域活動の推進と支援

複雑化・複合化する地域課題に対応していくためには、男女が共に公平な立場で地域活動に参画することが重要です。性別・年齢といった属性にとらわれず、方針決定の場等へ多様な人材が参画できるよう啓発を進めます。また、実践的な活動を支援するため、制度や慣行の見直しを促し、自治会等の運営に関する情報提供や相談支援を行い、対等な機会づくりに向けた取組を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
54	男女が共に担う地域活動の推進	講座等を開催し、男女にかかわらず一人ひとりが地域を支える一員であり、多様な人材の参画が地域社会の発展につながることへの理解促進を図るとともに、市民の活動や交流を男女が対等な立場で共に支えるという意識啓発を進めます。	人権・市民生活課 生涯学習課
55	男女共同参画推進員の設置による地域活動の推進	自治会ごとに地域の男女共同参画の推進リーダーである「男女共同参画推進員」を設置し、推進員を通じて、自治会など地域活動の場における性別に基づく不合理な慣行、慣習等を見直し、方針決定の場において女性の意見が反映できる仕組みづくりを進めます。 また、推進員研修会等を活用し、推進員の資質の向上に努めるとともに、推進員同士の交流の場や取組発表の場を提供し、地域活動の活性化につなげます。	人権・市民生活課
56	女性リーダーの育成支援	地域活動において、役職を受けることについての不安を取り除き、方針決定の場への女性参画を促進するために、養成講座の実施を検討するなど、女性リーダーの育成支援に努めます。	人権・市民生活課
57	市民活動団体の活動支援	様々な市民活動に男女が共に参加し、ともに学び、楽しむための機会（オンラインを含む）の提供を進め、男女共同参画による運営を支援します。 また、男女共同参画に関する問題に取り組んでいる団体やグループ、ＮＰＯの活動が活性化できるように、組織運営などに関する情報提供や相談、補助金交付などの支援を行います。	まちづくり協働課 障がい福祉課 長寿福祉課
58	高齢者の地域活動への参画支援	高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で暮らしていけるよう、高齢者の閉じこもり予防や社会参画に向けた環境整備を行います。	長寿福祉課

施策の方向②　まちを守り、育てる諸活動における男女共同参画の推進

性別、年齢といった属性に関わらず、あらゆる人が地域を守る意識をもち、自発的に取組を実施してもらえるよう、環境美化等に関する意識啓発を進めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
59	男女共同参画による環境への取組	「近江八幡市環境基本計画」に基づいた取組を、男女が協力して実践できるよう市民活動団体や市民への支援を進めます。	環境課

重要課題３　防災分野での男女共同参画の推進

施策の方向①　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

災害に強いまちづくりに向けて、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、自分たちのまちは自分たちで守るという意識を醸成しつつ、男女共同参画の視点も取り入れた安全なまちづくりの推進に努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
60	男女共同参画で取り組む災害に強いまちづくりの推進	「近江八幡市地域防災計画」に基づいて、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮したうえでの的確な防災活動が実施できるよう指導・育成に努めます。また、地域住民が自ら行う防災活動を組織化し、組織化にあたっては、男女共同参画の視点から女性の参画を推奨するなど、災害に強いまちづくりの推進に努めます。	危機管理課 人権・市民生活課
61	要配慮者への支援体制の確立	地域に住む高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人など、特に支援を要する要配慮者を把握し、支援体制を整備します。また、地域と連携して支援体制を強化できるよう、地域住民への理解促進に努めます。	危機管理課 福祉政策課 子ども支援課

第５章　推進体制

計画推進のための基盤の強化・充実

行政は男女共同参画を推進し、実効ある成果を達成するために、庁内の推進体制を整備し、強化していくとともに、市民と行政、関連団体、企業が協働を推進します。さらに中長期にわたる取組の成果を把握するためにも、定期的な進捗管理に基づく評価と検証を行います。

行政は地域経営の立場から、市民、事業者に対する説明責任を担っています。そのため、庁内からの改革を進め、市民や地域社会と連携した体制づくりのもと、本計画を推進します。

現状と課題

2020 プランに基づき、庁内における女性職員比率の向上や、職員及び保育・教育機関における研修会開催による男女共同参画意識、人権意識の向上に向けて取組を進めてきました。一方、幼保職における男性職員数は未だ少数であること、勤務時間外の仕事など一部の業務で男女の隔たりがあるといった課題がみられます。

性別による職務の固定化の一層の解消、研修等による男女共同参画への理解促進に向けた取組を今後も継続して実施していくことが求められます。

重要課題

計画の推進体制に関する取組として、下記を重要課題として施策を進めていきます。

重要課題１　庁内推進体制の整備、強化
重要課題２　計画の進捗管理及び評価
重要課題３　市民、関係団体との協働

重要課題１　庁内推進体制の整備、強化

施策の方向①　職員配置での男女共同参画の推進

庁内における女性管理職登用を拡大するとともに、そのための環境整備を推進します。男女が共に固定的な役割分担意識にとらわれることのないよう、公正な人事を遂行します。職位の予備保育者や教職員についても、性差でなく個体差でみた配置や職務分掌の実現をめざします。

施策・事業		施策の内容	担当課
62	市管理職への女性の登用を推進するための環境整備	より広い視点に立って多様な市民サービスを提供するため、女性職員の能力を活かすとともに、採用試験の女性受験者の拡大及び性差のない人材の確保・活用を図ります。 また、女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置や職務分担に努めます。 併せて、出産・育児等の状況下にあっても、家庭と仕事との両立ができるよう、取組を進めます。	総務課
63	保育所・幼稚園・学校等の運営における男女共同参画の推進	管理職の性別に偏りがないよう、また、教職員等の校務分担が性別によって固定的にならない人事配置や職務分担に努めます。	総務課 幼児課 学校教育課

施策の方向②　庁内組織の整備

男女共同参画を念頭においた人と組織の活性化に向け、庁内組織の整備を進めます。性別に関する意識改革を醸成し、ワーキンググループを活用して、全庁的な男女共同による人づくり、組織づくりを推進していきます。そのため、本計画を総合的に所管する担当部署は、庁内及び庁外においての調整を行いつつ、市民のための男女共同施策を推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
64	庁内推進本部と関係部署間の有機的な連携	庁内推進本部を充実するとともに、各担当部署との有機的な連携体制を整備し、全庁的、総合的に計画の推進を図ります。 庁内推進本部に設置しているワーキンググループ（プロジェクト委員会）を活用し、より働きやすい職場づくりの推進や、能力開発・人材育成にかかる職員の研修に努めます。	全課
65	男女共同参画を所管する担当部署と他部署との連携強化	担当部署を中心とし、男女共同参画施策を推進するとともに、他部署との連携を強化することで、多分野での男女共同参画の推進に努めます。	総務課

施策の方向③　計画推進のための人材育成

経営資源の重要要素である「人」を組織における財産として有効に活用します。男女共同参画の理念と基本目標のもとに、職員及び保育者や教職員研修等の実施により、施策や事業にかかる取組を実効的に推進できる体制づくりを進めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
66	男女平等、男女共同参画についての職員研修の充実	職員の意識が計画の推進に大きく影響することから、「近江八幡市人材育成基本方針」に沿って新任研修、管理職研修、各職場での研修等、あらゆる研修の場において、男女共同参画についての職員研修を実施します。 また、男女共同参画に対する意識づけを行い、各施策の推進等の具体的な行動に移せるよう、職員に対してヒアリングや意識調査を実施します。	総務課 人権・市民生活課
67	男女平等、男女共同参画についての保育者や教職員等の研修の充実	保育者や教職員等は、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等に通う子どもたちの社会的性別（ジェンダー）観に大きく影響を与えるという観点から、男女平等や性的指向・性自認等に関する正確な理解が深まるよう、担当者に対する研修を充実します。 また、男女平等に関する教育の指導方法や副読本などの教材を活用し、指導力の向上を図ります。	幼児課 学校教育課
68	庁内の各種相談員等に対する研修の充実	女性特有の困難や悩みに対して、柔軟に対応できるように、女性相談員等の資質向上を図るため、研修の充実を図るとともに、県等が実施する相談員研修の情報提供を行います。	人権・市民生活課

施策の方向④　国・県・他市町、関係機関との連携

計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携を図るとともに、他市町との情報共有・交換に努め、連携を深めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
69	国・県・他市町、関係機関との連携	国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。	人権・市民生活課 全課

重要課題２　計画の進捗管理及び評価

施策の方向①　計画の進捗管理及び評価

計画の進捗管理と評価についての体制を整備します。施策や事業ごとの評価シートを活用し、計画初年度にできる限り数値目標を設定した上で、達成状況を年度ごとに整理し、その効果や効率について定期的に分析します。また、関連計画の進捗管理との整合を保つため、情報共有に努め、作業の迅速化・効率化を図ります。

自らの仕事を批判的に見る目を養い、充実させるべきものを確認しつつ、終了すべきもの、新規事業として立ち上げるものも検討します。

また、時代の流れのなかで浮上してくる社会問題等についての研究を行い、解決に向けた対応を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
70	計画の進行管理体制、評価システムの整備	本計画の進捗状況については、毎年報告書を作成し、公表します。 計画の確実な執行のため、各々事業に達成目標を設定し、その目標達成度の把握を行い、今後の取組について他課と検討します。把握した結果はその後の計画推進に役立てます。	人権・市民生活課
71	男女共同参画に関する計画の進捗状況の評価	男女共同参画審議会の機能を充実させ、定期的に本計画の進捗状況を審議・評価・検証し、審議の結果は公表します。 また、審議会での協議内容を踏まえた施策の検討を行います。	人権・市民生活課
72	想定される問題事例研究	男女共同参画の視点に立った表現や他者への暴力などの想定される問題事例に対して、課題解決に向けた審議を行います。	人権・市民生活課

重要課題３　市民、関係団体との協働

施策の方向①　市民、関係団体との協働体制づくり

市民のために開かれた計画を推進していくため、上位計画である「市第１次総合計画」との整合性をはかり、市民参画や市民協働に重点を置いた「男女共同参画計画」を市民とともに推進していきます。

そのため、市民や関係団体、企業、地域社会との関係づくりを強化し、市民が主体的に関われる男女共同参画の推進を目指します。

施策・事業		施策の内容	担当課
73	男女共同参画を推進する市民、ＮＰＯ、ＮＧＯとの協働	本計画の実効的な推進のため、男女共同参画の推進に積極的な市民やＮＰＯ、ＮＧＯ、市民団体等との連携を強化し、課題等の共有を行うことで市民や各種団体等との協働によるまちづくりを推進します。	まちづくり協働課

施策の方向②　市政への意見の反映

市民の意見を市政に反映していくにあたり、公聴の機会や場を拡大し、市民が参加できる様々な手法を検討します。パブリックコメントや円卓会議※、市民のためのフォーラムや講座の開催（オンライン活用も含む）、ワークショップへの参加協力等により、情報受発信型の体制づくりを推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
74	市政への男女の意見の反映	市政に市民意見を反映させるため、パブリックコメントや、ショッピングモール等の市民が利用しやすい会場での意見聴取の機会を広く設けます。 また、意見反映の方法としてオンライン活用も含む市民参加型のフォーラムや講座などを開催し、ワークショップ手法による提言の機会をつくるなど、市と市民や市民団体との意見交換の場を設けます。	まちづくり協働課 人権・市民生活課 全課

【計画の推進体制図】

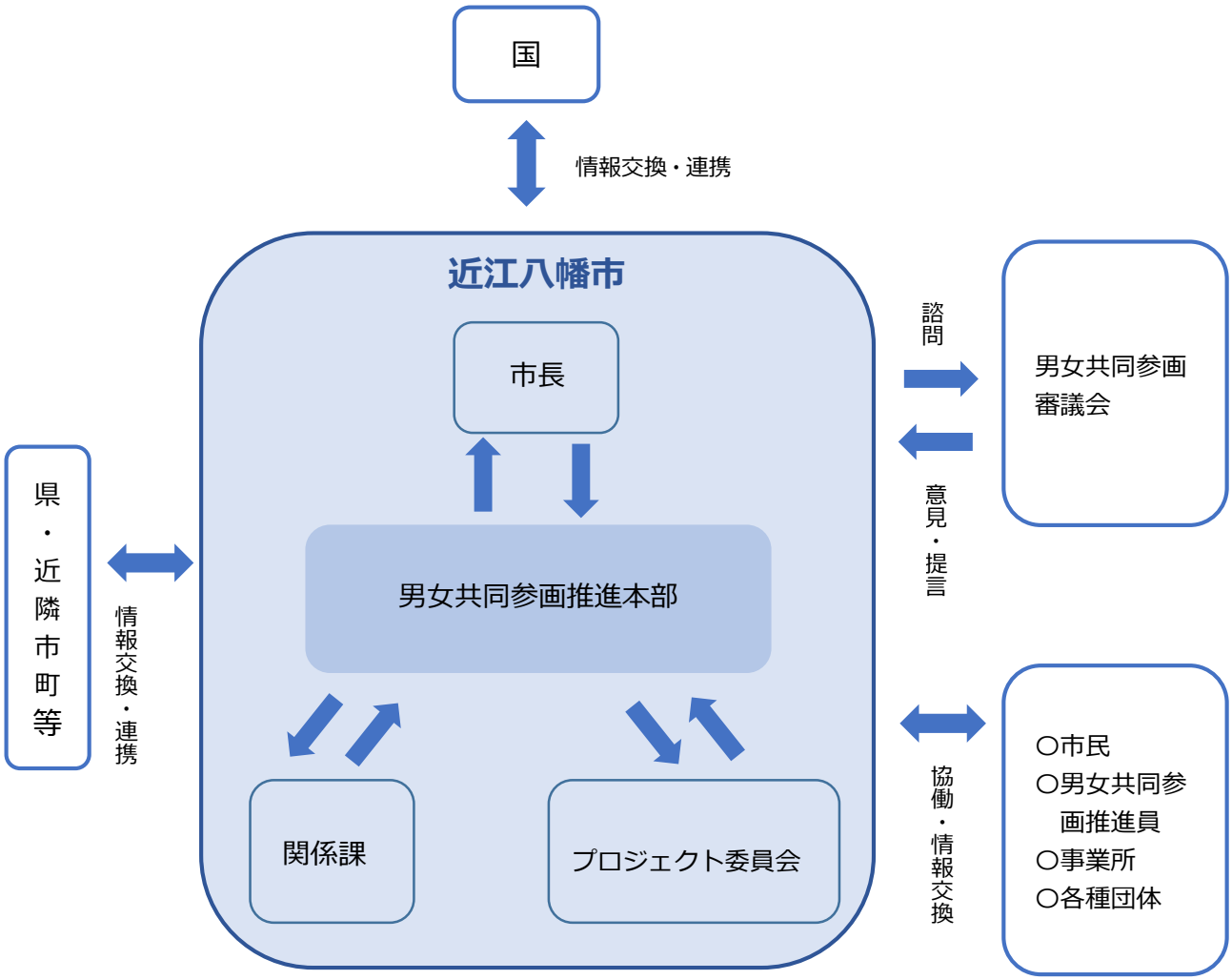
国
情報交換・連携
近江八幡市
市長
男女共同参画推進本部
関係課
プロジェクト委員会
県・近隣市町等
情報交換・連携
諮問
意見・提言
男女共同参画審議会
協働・情報交換
○市民
○男女共同参画推進員
○事業所
○各種団体